1999年2月24日大阪府立労働センター

シンポジウム

**日雇労働者・野宿生活者問題の現状と課題**

**―連帯社会をともに考えよう―**

**報告書**

司会　連合大阪　真場成人　事務局長

主催挨拶　連合大阪　前川朋久　会長

連帯挨拶鍵田節哉　衆議院議員

基調報告　「日雇い労働者・野宿生活者の現状と課題」

―EUの経験をふまえて―福原宏幸　大阪市立大学助教授

特別報告　「日雇労働者・野宿生活に関する90年代の調査」　中山徹　大阪府立大学助教授

シンポジウム

コーディネーター　福原宏幸氏　大阪市立大学助教授

シンポジスト

市谷峰男氏　大阪府労働部職業対策課特別対策室長

中元良介氏　大阪市民生局総務部保護課長代理

出海豊(イズミ)氏大阪市民生局総務部連絡主幹

本田哲郎氏　ふるさとの家

ありむら潜氏　釜ケ崎居住間題懇談会

宗　義弘氏　大阪社会医療センター労組

片田幹雄氏　全港湾建設支部西成分会

徳永秀昭氏　連合大阪市内第1地域協議会

日本労働組合総連合会大阪府連合会

―目　次―(　)内はペ一ジ数

主催挨拶　前川さん　(3)

連帯挨拶　鍵田さん　(4〉

基調報告「日雇い労働者・野宿生活者の現状と課題」　(7)

―EUの経験をふまえて―福原さん

特別報告　「日雇労働者・野宿生活に関する90年代の調査」　中山さん　(13)

シンポジウム　(18)

進め方など福原さん　(19)

課題1　雇用をめぐって　(20)

市谷さん　(20)　　片田さん　(24)　　ありむら氏(26)

―討　論―　(30)

日雇労働、業種、高齢化、失業、あぶれ手当、国一元化、建退共等

課題2　居住・地域社会をめぐって　(35)

出海(イズミ)さん　(35)　　本田さん　(37)　　ありむら氏　(40)

―討　論―　〈43)

野宿、行路死、シェルター、簡易宿所、単身住宅、居住権、緊急避難措置等

課題3　社会福祉・医療をめぐって　(47〉

中元さん　(47)　　宗さん　(49)　　徳永さん　(51)

―討　論―　(53)

生活保護、無料低額診療事業、診療の事前・事後、施設、高齢対策、介護保険等

―全体討論―　(57)

まとめ　福原さん　(58)

閉会挨拶　真場さん　(59)

\*\*この冊子は、シンポジュームのテープ起こしを行い、会場からの発言以外の方には一度校正をお願いしたうえで、まとめたものです。フロアーの発言も本来なら校正をお願いすべきところですが、連絡を取れない方もあり事務局で編集をしました。全体としての編集責任は連合大阪にあります。ご意見等お寄せください。

〒540-0031　大阪市中央区北浜東3-14　府立労働センター11階　連合大阪

電話　6949-1105　fax　6944-0055　E-mai1　somu@rengo-osaka.gr-jp

**(司会挨拶　　連合大阪　真場事務局長)**

　司会を担当する連合大阪事務局長の真場です。日雇労働者・野宿主活者の課題について、当初、日雇労働者の失業間題を焦点にして、97年から研究会を始めました。98年のはじめくらいから、野宿生活者の方々が、非常に増加してきた状況をふまえまして、この課題についてもあわせて研究を始めようということで、約1年間討議をかさねまして、昨年の11月に皆さんに渡しております冊子をまとめることができました。したがいまして、本日の集会のシンポジウムの位置付けは、一つはこの報告書の内容について組合員はもとより、広く市民の方にも参加いただいて、理解を深めて頂こうではないかということ。それから二つ目に、今大都市で野宿生活者の方が増加し、国もようやくみこしを上げつつありますが、その現状と対策、雇用、住宅、福祉、医療といった各課題の問題点を探りながら、地域からどのような政策を作り上げて、野宿生活者の、いわゆる社会への再参入をしていくあり方を探っていこうかということでございます。

　課題としては、即解決ということにはならない重い問題であり、また広範にわたる課題でございます。時間設定は多いほどいいわけでございますが、この会館の時間の制約があり、伸びても5時すぎというぐらいの約束で設定をいたしております。非常に窮屈な日程ですが、８人のパネラーによるシンポジュームを中心に、討論を十分に深めるため、効率的に進めたいと思っておりますので、最後までよろしくお願いをいたします。早速次第に移っていきたいと思います。最初に本日の主催であります、連合大阪の会長をしております、前川朋久より主催としての挨拶をいたします。

**(主催挨拶　　連合大阪　前川会長)**

　前川でございます。ただいま、真場事務局長のご挨拶にございましたように、このようにたくさんの方々のご参加を頂きまして、心から感謝申し上げます。それだけに、この問題の持つ広がりを暗示しているのではないかと思っております。

　今、事務局長から97年にスタートした「あいりん問題研究会」についての報告がありましたが、実は連合大阪としてはその少し前、93年に私の先代の柴田会長と、後ほどご挨拶頂きます鍵田現衆議院議員、当時の事務局長を中心に釜ヶ崎の失業問題を何とかしなければならないということで取り組みを始めていたことがございました。その時には、いわゆる「アブレ手当」の増額等を国に要求するなどの取り組みで、その後中断しております。

　しかしながら、ご存じのような経済状態の中で、釜ヶ崎地区のとりわけ高齢者の失業問題が増えてくる。連合大阪としても看過するわけにはいかないということで、研究会をまず始めて、何ができるか、何をしなければならないか、ということを勉強してみようというところから、97年6月に、研究会を新たに発足させたわけでございます。ところが研究会を開催している中で、単に釜ヶ崎、あいりん地区だけじゃなくて、いわゆる野宿生活者が、大阪府下とりわけ大阪市内全域に広がっている。その問題抜きに議論ができないということから、福原先生や中山先生のご協力を得ながら、幅広く勉強をして、研究報告書にまとめた次第でございます。したがいまして、この報告書は、ある意味では民間レベルでは画期的なもの、体系的にも立派な方向付けもしているという具合に思うわけでございます。

　連合大阪として、とりわけ訴えたい第一点は、この日雇労働者あるいは野宿生活者という問題は、社会共通の問題なんだということでございます。一部では、自ら選んだ気楽な道だなぁとか、あるいはサボった結果だとか、因果応報みたいなことを言う人もありますが、そうじゃないんだ、今社会に内包しているいくつかの問題の、必然的な結果としてそうなった。したがって、私達一人ひとりもそうならない保障はないんだ、社会共通の問題としてこの問題を捉まえる。このことの理解を深めていくことが、重要であろうと思っております。

　第二に、したがいましてそれに対する施策というのは、単に治安をよくする、あるいは単に食糧を補うといような場当たり的なものでは絶対にいけない。いわゆる社会への再参入、そのためには何をしなければならないか、という視点での施策構築がいるのではないか。そこにはまさに当事者の努力もさることながら、周辺の私どもが何をするのか、あるいは国や自治体が何をするのか、文字通り今日のサブタイトルの「連帯社会」という視点抜きに出来ないのではないかと思っておる次第でございます。

　本日は両先生の基調報告に加えて、多彩なパネラーのもとで核心に迫る、あるいは実態に向けた提起がいくつか頂戴できると思っています。幸いにも、国も重い腰を上げたわけでございますから、このシンポジウムからの発信が、この問題の解決の大きな礎になることを期待いたしまして、大変雑駁ではございますが、ご挨拶といたします。本日はよろしくお願いいたします。

(司会)それでは連帯挨拶ということで、鍵田衆議院議員からご挨拶を頂きたいと思います。私の前に事務局長をされておりまして、事務局長当時自らあいりん地区を視察し、日雇労働者の失業間題への取組をされ、今国会で、この課題を取り上げて頂いております。お忙しいところ、本日わざわざご参加を頂きました。連帯挨拶をお願いしします。

**(連帯挨拶　鍵田衆議院議員)**

　鍵田でございます。この前まで、連合大阪で事務局長をさせていただいておりまして、労働者の一員でございます。そのまま国会議員に送り出していただき、連合当時の活動を、国会に持ち込んで運動させて頂いております。

　もちろん、このあいりん地区の問題もそうでございますけれども、日雇労働者の皆さんは建設業に関わることが多いのでありますが、建設業の退職金共済制度が非常に不充分な内容で推移しておる、こういう問題を建設委員会や労働委員会で取り上げまして、全建総連の皆さんと一緒になってやっております。

　また、大和川の清流化に向けた取り組みも、この連合大阪と連合奈良の課題でございますけれども、ずっとライフワークとして、毎年の委員会で取り上げまして、活動させて頂いておる次第でございます。

　特にこのあいりん地区の問題につきましては、先ほどもご紹介頂きましたように、前会長の柴田さんが大変興味を持っておられまして、「よう鍵田一緒に行こうや」と言って誘って頂きました。いい勉強の機会だということで4、5回は朝5時頃の寄せ場の状況や、職安、また医療センター、さらに地域の視察等もさせて頂きまして、非常に勉強になっているわけでございます。大阪府や市に対しても、地域の問題として対策を充実させて欲しいという申し入れをしたり、また大阪以外の選出の議員の皆さんに、何とか国会で取り上げてもらいたい、大阪府や市で特別のいろんな施策を取り上げれば取り上げる程、大阪市にホームレスの人たちが集まってきて、それがさらに深刻化したり、ホームレスを増やしたりということになりかねない。それについては、国として特別立法で何とかして欲しいということで、議員の皆さんにはお願いしてきたわけでございます。

　しかし、議員の皆さんも、いろいろ国会の中で働きかけはしておるけれども、大阪の人間ほど深刻ではない。大阪は、昨年の調査で8,600人ほどの方がいらっしゃるということで報告を頂いておりますが、東京ではその半分以下、'という実態でございますし、横浜とか名古屋なんかになりますと、数百人という単位でございますから、非常に深刻に受け止めるというようなことはございませんで、国として取り上げていくまでにはなかなかいかない。したがって、大阪の人間は現場をよく知っておるんで熱心にやるけれども、それをそう取り上げてくれないというようなことがありまして、なかなかこの大阪の声が国政に反映しないというような状況がございます。私自身も国会に行っていろいろな議員に話しかけましても、もう一つ反応がない、というような状況でございます。しかし、これは年々不況が深刻化してくる中で、釜ヶ崎においても、私が見させて頂いた状況から見ますと、倍以上のホームレスの方がいらっしゃる状況になってまいりました。特に月層労働者の皆さんも、まったく仕事にアブレてしまって、ないという状況が続いてまいりまして、これが長期化すればする程、ホームレス化が加速する状況もありますから、これをこのまま放っておくわけにはいかない。何とかしようということで、各委員会に働きかけをいたしまして、実は昨年、決算行政監視委員会の皆さんにも、西成のこの地区を視察して頂きました。しかし、これはどうも聞き及びますと、施策をどうするということではなしに、治安を中心にした施策であったように聞こえます。これではやっぱり問題だということで、特に労働委員会の委員長が民主党でございますので、委員長に働きかけまして、雇用問題も大阪は深刻であり、また日雇労働者の皆さんの雇用問題も深刻だ。その深刻さが長引きますと、ホームレスの皆さんの生活も大変だ。特に赤痢等も集団発生したと聞いておりまして、何とか労働委員会の視察をこの西成にしてもらいたいということでお願いいたしまして、超党派でこの大阪へまいりまして、大阪府や市の皆さんのご協力を頂きながら、各党が同じ目線で、この問題を見させていただくということになりました。

　ようやく国会の中にも、一部の党なり一部の地域の人間の視線だけじゃなしに、国会全体で何とかこの問題を取り上げていかなくてはならない、という雰囲気が生まれてきたわけでございます。そこへまた、連合大阪も立派なレポートを出して頂きまして、これはもう、関係する国会議員の皆さんへ配りまして、そして理解を深めて頂くということもしております。丁度、予算が上がります直前になりましてから、私も国会の予算委員会の質問などでやりましても、多くの受け答えがございまして、そこで20分、30分という時間をもらっても、ほとんど突っ込んだ議論が出来ないということで、質問趣意書を、内閣で取り上げてもらい、そして閣議決定をした上で答弁をもらうという方法で、質問趣意書を用意しました。2日に提出したわけでありますが、その2日・3日と連続して3人の議員の皆さんに予算委員会でこのホームレス問題を取り上げていただきました。全体的な雰囲気が高まってくる中で、政府としても内政審議会でこの問題を取り上げようということになりまして、ようやく2月の12日にホームレス問題連絡会議の初会合がもたれたわけでございます。大阪からも、磯村市長なども出て頂いておるわけでございます。そしてまた、3月9日には第2回目の会合をもって、具体的な検討を行っていこうということで、ようやく政府の方も単なる一地方の問題ではなしに、やはり政府全体としてこの問題を取り上げていこう、こういう動きになってきたわけでございます。

　今後、これをどう進めていくのかということでございますが、各党の皆さんに今働きかけをしておりまして、出来れば超党派の議員でもって、この問題の処理にあたってもらうということで、実は考えております。場合によっては民主党の皆さんが、やはりこの問題に対する理解が深いわけでございますので、民主党で議員連盟をつくって、議員立法によって、そして他の党の皆さんのご協力も頂いていく。こういう方法もあるわけでございますが、第2回目のホームレス問題連絡会議の状況なり、また私の出しております質問趣意書が3月の中旬には答弁書として上がってまいります。それらの状況も見ながら、他の議員の皆さんと相談をしながら、何とか特別立法でこの問題に取り組んで頂く、こういうことが出来ないかということでやっておる次第でございます。

　申し上げましたように、今日のシンポジウムを大きなきっかけにして、そして国会に、大いに皆さんの方から,も働きかけて頂きますように、お願いを申し上げまして、国会の現状における報告をさせて頂く次第でございます。どうぞ皆さんのこの会が、成功裡に終わりますことを祈念おし、連帯の挨拶とします。ありがとうございました。

(司会）

　それでは、次に基調報告に移りますけれども、会場いっぱいでございますんで、次のシンポジウムパネラーに予定されてる方、まことに申し訳ないんですけども、最初から壇上へ並んで頂きたいということで、よろしくお願いします。

　「日雇労働者・野宿生活者の現状と課題」、特に「EUの経験を踏まえて」と題して、ご報告賜りたいと思います。福原先生、よろしくお願いします。

**（基調報告　「日雇い労働者・野宿生活者の現状と課題」一EUの経験をふまえてー)**

　野宿生活者がここ数年間に相当増加し、大きな社会問題となっております。中山先生や私を含む大阪市立大学の多くの先生方・大学院生・学生、そして連合大阪傘下労働組合員・全港湾建設支部西成分会組合員や部落解放同盟大阪府連西成支部の皆さんその他一般市民の協力を得て昨年8月に行った調査では、大阪市内全域で8660入の多くの野宿生活者が暮らしていることが明らかになりました。その数は、今も増加しております。この野宿全活者の増加は、経済不況の深刻化の中で、職を失った建設業の高齢日雇労働者が増加したこと、その他の産業でリストラによる解雇・失業者が増加したこと、そして家族関係や社会的な人間関係が希薄化していることなどによると思われます。もちろん、労働者が野宿生活に陥る可能性を未然に防ぐ、および野宿生活者の自立支援をはかる諸制度・政策が非常に不備であることによって、問題をより一層深刻なものにしております。

　現在のように野宿生活者が増加し、公園内に多くのテントが見られるようになって、マスコミなどによっても頻繁に取り上げられるようになりました。しかし、日雇労働者や野宿生活者の呼び名は時代とともに変わってきたとはいえ、戦前・戦後を通じて存在し続けてきました。また、ここ10年間を見ても大阪市内において路上で亡くなっている方は毎年200人を越えております。しかし、この問題が社会や行政から注目されず、今日まで放置されつづけています。本当に、この日本社会というのは社会的弱者に対して冷たい社会であり、なぜそうあり続けられるのか、不思議な気がします。

　とはいえ、先ほど鍵田衆議院議員からご報告がありましたように、国会でも野宿生活者問題が取り上げられ、議論されるようになってきました。過去のことはひとまず置くとして、今日のこうした動きが「新しい時代を拓く」ものとなり、日本社会を変えていく大きな転換点となることを期待したいと思います。また、連合大阪が作成した報告書が、その変革へ向けた一つのきっかけとなることを、またこのシンポジウムが成功裏に終わることで、一つの大きな社会内力となることを願っております。こうした願いを込めて、お話を進めたいと思います。

　これまでも、日雇労働者・野宿生活者問題についての実態調査や報告書が作成されてきました。中山先生や私も調査を踏まえたいくつかの報告書を作成したこともあります。皆さん方に配布されている連合大阪『報告書』の中で従来の報告書と異なる点は、第一に、欧米先進諸国の取り組みを紹介し、それとの比較で日本の現状を考え、政策的にも日本が参考にできるものを示したという点です。第二に、国連における貧困をめぐる新しい議論などを紹介し、野宿生活者・日雇労働者問題を考えるためのより包括的で新しい視点を提示しようとした点です。これが、この報告書の特徴です。実際にこの報告書がそうしたものを的確にそして魅力的なものとして提起できたかどうかの判断は皆さん方に委ねるしかありませんが、少なくとも私たちの意気込みはそうした点にあります。

　また、一般にホームレス問題は、先進諸国だけでなくアジア諸国など途上国でも深刻な社会問題となっています。先日、中山先生と一緒に韓国ソウルに行き、そこでのホームレス問題について調査してきました。その点の報告は中山先生に譲るとして、EU諸国の取り組みについて次ぎにお話ししたいと思います。

　はじめに、EU諸国におけるホームレス支援の市民のボランタリーな活動について、お話しします。べルギーのブリュッセルに「ホームレスと共に活動する国民的支援団体ヨーロッパ連合」(FEANTASA、F\_d\_ration d'associations nationa1es travaillant av㏄ lessans-abri)という組織があります。これは、EU諸国だけでなくチェコ、ロシア、アメリカなど非常に多くの欧米諸国で活動している民間ボランティア組織の連合体です。1989年に創られました。ホームレス問題は政府の課題であると同時に市民的連帯によって解決を図るべき課題として捉えられ、これらの国ではホームレスを支える民間ボランティア団体が非常に層の厚いものとして形成されています。

　日本でも、もちろんそうした団体はいくつか存在し、野宿生活者を支える地道な努力を日々重ねております。

　ところで、多くの市民はホームレスのことをどう思っているのでしょうか。「野宿生活者の暮らしぶりはわれわれとは違う」「努力を怠った結果だ」「異質な存在だ」、そういう目で見ている人が多いようです。しかし、彼ら野宿生活者の1日の暮らしぶりを追っていくと、彼らもまた生きるために何らかの経済活動を営んでいることがわかります。夕方や早朝に段ボール回収や空き缶回収の仕事をしています。また夜は暴漢に襲われることを恐れて、安心して寝ることができないという問題もある。したがって、昼間に寝るという生活サイクルになる。それに対して、われわれ一般市民は彼らの生活を知らないために、彼らが昼間に寝ているあるいは集まって話をしたりしている姿を見て、「怠け者だ」と理解してしまう。要するに、彼らの生活に対する無理解が偏見・差別を生み出しているわけです。

　こうした偏見・差別という問題を一つひとつ解きほぐし、市民にしっかりと理解してもらおうとする活動を行っている団体が、ヨーロッパにはいくつか見られます。たとえば、フランスではボランティア団体によって、「人民スープ」「心のレストラン」などと呼ばれる炊き出し、ホームレス宿泊所・居住場所の確保の取り組み、この他『マガダム』などの路上新聞の発行などが取り組まれています。この路上新聞発行の取り組みは、他のヨーロッパ諸国やアメリカでも見られ、一方で広く市民に啓発を促すとともに、他方でそれをホームレスが販売することでわずかとはいえ所得を得る機会になるし、それ以上に市民とホームレスが直接に関係を取り結ぶ機会を作ることになる。その意味で非常に意義のあるものです。これらの路上新聞の中で一番発行部数の多いものはイギリスの『ビッグ・イシュー(Big Issue)』で、ヨーロッパ諸国はもちろん、オーストラリア、南アフリカ、ロシアそしてアメリカでも発行されており、また、パソコンを使えば『ビッグ・イシュー』のホームページを、私たちも見ることができます。

　日本でもこうした路上新聞が発行され、国際的な協力のネットワークに加われば、日本の事情を世界に発信することが可能だし、また国際的な協力の中で日本の現状をどうするかについて新しい知恵を得ることもできるように思います。日本と欧米諸国を比較して言えることは、民間レベルのNPOの層の厚さが相当異なるという点です。もちろん、大阪のあいりん地区や大阪城公園、野宿生活者が多く住んでいるところで活発なボランティア活動をしている人達はいますが、なかなかその広がりを持てないでいます。これは、ホームレス自身の問題というだけではなく、広く日本人自身の社会意識に問題があるといってもよいのではないでしょうか。

　ヨーロッパでは、貧困や社会的市民権についての議論が、比較的市民にも広く浸透し理解されているということではないでしょうか。

　他方、EU諸国では政府レベルでも多くの施策が展開されています。また、国家の枠を越えてEU会議などでもこれは重要な課題として取り組まれています。ここでは、こうした取り組みの中で昨年7月に注目すべき法律「社会的排除に抗する法律」を制定したフランスの実情についてお話しいたします。

　これまでの歴史の中で、フランスは、他のEU諸国同様に、貧困層・ホームレスのための政策として、雇用・住宅・福祉・医療それぞれの領域で法律を制定してきました。これら個別の法律を、ひとつの体系化された法律の中に位置づけなおし、その理論的根拠をより明確にしようとしたものです。この法律の概要については連合大阪『報告書』の中でも紹介しています。詳しくはそれを見ていただくとして、要点だけをお話しいたします。

　この法律は、三部構成となっています。第一部は「基本的権利へのアクセス」で、「雇用」「住宅」「健康」という三つの保護措置について述べられています。第二部は「社会内排除の未然の防止」というタイトルが掲げられていて、「市民権の行使」「基本的生存手段の保障」「教育と文化」の条文から構成されています。第三部「社会的諸制度」では、「救急活動部門と社会的参入支援部門」としてNPO活動に法的根拠を与えること、「社会的活動を担う労働者の養成センター」として社会的排除問題の解決に携わる人材の育成について述べられています。

　とくに、第二部に出てくる「社会的排除」という言葉に注目する必要があると思います。日本では、貧困かそうでないかという区別はしますが、野宿生活者はその地域社会から排除されてしまっているわけですが、それの点の問題については深く考察されてきませんでした。あるいは、ひろく日本の市民社会と彼らとの関わりを問うこともあまりされてきませんでした。

　貧困というのは、単にお金がない、稼ぎがないという問題だけでなく、家族関係、友人との関係、そして広く雇用関係・社会関係が断ち切られ、結果的に社会から排除されてしまっていることと表裏一体です。この10数年間、ヨーロッパでは、このような視点に立った議論が盛んに行われてきました。したがって、貧困からの脱却という場合も、たんに経済的支援をするということにとどまらず、むしろ信頼できる人間関係の構築や、地域社会への復帰、雇用関係の形成とそのための能力育成といったことが、重視されます。また、こうした貧困や社会的排除を事前に食い止めていこうという視点が、第二部で強く打ち出されていることも注目したいと思います。

　これらの他、個々の条文をみていっても、きわめて興味深い内容が含まれています。たとえば、第二部の中の「市民権の行使」を取り上げましょう。そこでは、「ホームレスに対して自己確認証明書を交付し、RMIの支給を行えるようにする。また、承認されたホームレス受け入れ機関に居住場所があることが確認できれば、投票権の行使、法的救済措置へのアクセスが認められる」と書かれています。RMIとは「社会参入最低所得」と呼ばれ、生存に必要な最低限所得保障と社会参入促進――資格取得や就職目的のための研修によって社会復帰をする――を目的とするものです。これは最低賃金制度や雇用保険とは異なり、いわば失業扶助と社会復帰を固有の目的にしたものです。

　また、ホームレスに投票権や法的救済措置を与えようとする試みについても触れられています。日本の場合、野宿生活者は、「住所不定者」ということでほとんどの市民的権利が認められません。「住所不定者」という言葉は、新聞やテレビで何か事件があった時に時々出てくる以外は、あまり聞きません。したがって、「住所不定者」といえば何か「悪い人」という印象を、私たち日本人は持ってしまっています。しかし、住所不定すなわちホームレスになってしまっているのは、多くの場合経済的あるいは社会的要因によるもので、本人が何か悪いことをしてそうなったということではないのです。やむを得ず、あるいは経済社会の荒波に翻弄されてそうなってしまったにもかかわらず、市民的権利が奪われてしまうというのは非常に不合理なことです。そういった事態に対し、この法律はきちん対応しようということになっているわけです。

　この場合、自己証明書発行というのは、たとえば一時宿泊所やボランティア団体などが、ホームレスの人がそこの住んでいるあるいは所属していることを証明し、それに対して行政が証明書を交付して、一定の市民的権利を享受できるという取り組みです。

　次に、「基本的生存手段の保障」をみておきましょう。これらの基本的生活手段の中には、「文化、教育、スポーツ活動、交通機関の利用を可能にする」というものが含まれています。これは、たとえば、映画のチケットなども支給し娯楽へのアクセス権を認めるといったものが含まれています。日本であれば、「なぜそこまでするのか」といった意見が相当出るでしょう。しかし、こうしたものも含めて基本的生存手段だというように、フランスでは考えられようとしています。単に、飯を食っているだけでは生きていくことへの意欲は湧いてこない。食べ物の他に、生き甲斐や意欲を刺激するそうしたものにアクセスできる、それが自立への気力を生み出すということではないでしょうか。また、そうした活動を通じて新しい人間関係を育んでいくことも、自立を支える重要な要因として認識されていると思います。このように、多様な試みがなされているのが、フランスをはじめとするヨーロッパ諸国の現状だと思います。

　この「社会的排除に抗する法律」については、まだまだたくさんの説明が必要です。この法律の全文は、A4用紙100ぺージ以上もあって、非常に膨大な法律です。しかし、時間がなくなってきましたので、とりあえず、このへんで止めておきます。

　さて、ヨーロッパ諸国では、ホームレスの人たちだけでなく、それ以外の貧しい人たちも含めて多様な施策を展開していますが、その施策がこの10年間余りの間に大きく変わってきました。70年代には、「福祉国家は限界に達した」と言われ、西ヨーロッパ諸国でも財政問題が深刻化しました。現在でも、フランスなどは相当大変な状況にあります。しかし、その中にあっても、社会の最底辺にいる人たちに対する社会的支援はキチッと行っていくというのが、若干の紆余曲折はあれ、これまで多くのヨーロッパ諸国の基本的な考え方であったと思います。その場合、これらの政策の基本は、単に所得保障を行うだけでなく、貧困者やホームレスが自立的に生きる道を指し示すことであった。すなわち、安心して暮らせる場所を提供し、人間関係を育み、文化的な活動に関わる中で生きる意欲を引き出すこと、そして仕事の能力を育て高めること、それが自立支援であるという視点で、取り組みが行われています。

　こういった政策を実施するにあたって、とくに日本との比較で強調しておきたいのは、住居の問題です。居住権保障は、非常に大事なことです。先ほどの「社会的排除に抗する法律」にも、雇用の次ぎに居住権が出ていました。野宿生活では精神的・肉体的衰弱によってすぐに健康被害を引き起こし、日雇い仕事であれ段ボール等の回収であれ、働くための十分な能力をすぐに消耗してしまいます。これに対し、一時宿泊施設であれ、ごく狭いアパートであれ、居住場所が確保されることによって、安心して睡眠を取ることができ、生きることへの意欲が育まれます。日本には、残念ながら居住権保障という考え方が社会保障の中で欠落しているのが実態です。しかし、今後、これをどれほど充実できるかが、日本の野宿生活者問題解決の大きな鍵となることでしょう。

　講演のはじめに、私たちはヨーロッパの経験から何を学ぶことができるのかが私の講演のテーマであると述べました。これらヨーロッパのホームレス問題への基本的考え方はすでにお話ししたとおりです。それを踏まえて、私たちに問われているのは、それらの考え方や政策を日本の野宿生活者問題の現実にどう応用して解決するかという課題です。それについては、連合大阪『報告書』第5章にまとめました。その場合のキーワードは、「エンパワーメント」です。すなわち、「よりよい社会へと変えていく力、責任を持った主体として社会を築いていく力を身につける」ことが、個々の野宿生活者に必要であるとともに、社会的な集団としての彼ら―これは一般市民も含めて―にも必要なことでしょう。

　『報告書』の政策提起として、はじめに雇用を取り上げました。仕事のできる能力のある人には仕事を提供する。新しい仕事に取り組もうとする意欲と能力を育んでいく、場合によっては自分たちで仕事を創り出していく、そうした能力をいかに彼らに与えていくのかが、大事になっています。次ぎに、福祉・医療に先立って居住権保障や地域社会との関係の再構築、さらには社会への再参入といった課題を取り上げました。そして、こうした取り組みによっても自立が不可能な場合にようやく福祉が必要であり、医療の提供が問われると思います。しかし、現実問題として、福祉と医療がどれほど大きな役割を果たしているかは、言うまでもありません。

　そろそろ講演の時間がなくなって参りました。このへんで終わりにしたいと思います。後半のシンポジウムでは、「雇用」、「居住権・地域社会」、「福祉・医療」といった3つのテーマについてそれぞれの専門の立場から意見を交わしながら、さらに皆さん方とともに野宿者の問題を考えていきたいと思います。

　これで基調講演を終わります。ありがとうございました。

(同講演　レジュメ)

1.連合大阪あいりん地区問題研究会報告について

2.EUでの取り組み

1)FEANTSA

(Federatin europeen d'assoeiations nationales travallant avec les sans-abri)

1989年創設

EU諸国プラス　チェコ・ロシア・アメリカの50以上のメンバー組織

目的：ヨーロッパのHL問題の解決、政府への働きかけ、調査活動

2)EU議会

社会政策局長会議等の創設による各国政府間のHL施策の調整

3)フランス:社会的排除に抗する法律

　第1部「基本的権利へのアクセス」

　雇用、住宅、健康

　第2部「社会的排除の未然の防止」

　市民権の行使、基本的生存手段の保障、教育・文化

　第3部「社会的諸制度」

　緊急活動部門と社会的参入支援部門、社会的活動を担う労働者の養成センター、制度の相互調整

4）市民的活動・ボランティア団体

3.EU福祉国家・福祉社会の行方

4.われわれは何を学ぶことができるか?

(司会)

　ただいまは福原先生から、この報告書の概要に触れながら、特にフランスにおける法律、あるいは取り組み、様々な団体の取り組み例ということで報告を頂きました。それでは、この基調報告に基づきまして、後ほどシンポジウムを充分時間を取りまして、議論を展開したいと思います。

　次に、特別報告ということで、「市民意識調査の概要」、私もタイトルだけで中身をちょと聞いてないんですけども、大阪府立大学の中山助教授のから、この概要につきましての報告を、約10分ほどして頂くということにしておりますので、よろしくお願いします。

**(特別報告　「日雇労働者・野宿生活に関する90年代の調査」)**

　大阪府立大学の中山です。予定では、市民意識調査についてというふうになっているかと思いますけれども、大変申し訳ないんですが、今日お配りしたような内容に変更させていただきます。

　多くの研究者の方もこうやって見渡すとおられますけど、研究者あるいはマスコミ以外の方はですね、野宿者は目の前にたくさん増えている状況の中で、行政だとか研究者は何をしているんだろうか、というふうにお思いかもしれません。90年代の半ば以降、多くの公表されているものもありますし、必ずしもそうでないものもありますが、いくつかの調査とその報告書が出されてきました。ここに書いてある市民調査というのは、昨年度、大阪市が大阪市立大学(4学部)、代表は森田洋司先生ですが、にお願い、委託した調査がありまして、現在やりつつある調査の1つです。調査というのは何かと遅れ気味で、いろいろ手間隙かかります。当初予定はしていたんですが、今回はそれがまだ進行中ということで、急遽題を変えさせて頂きました。

　先ほど福原先生の方からヨーロッパ、特にフランスについてのホームレスの話がありましたけれども、発展途上国やアジアでも同じような問題があるんじやないかということで、2月18日～22日まで韓国へ行く機会をもちました。「ホームレス　イン　サウスコリア」という論文によりますと、ソウル駅周辺に600人いたのが、通貨危機のもとで一挙に2,000人に膨れ上がったということで、偶然私も福原先生と一緒にどんな状況だろうということで出かけました。ただ、ソウルの気温は、零下7℃くらいですから、パリと同じように地下鉄でも開放しない限りは大変だろうな、日本のように単にテントなんかではもたないだろうなあ、と思って行きました。しかし、私達がまわった公園等ではほとんどテントなどはありませんでした。行った時にはほとんど収容されていて、野宿者の姿が地下鉄の地下街でも見えない。それではどこに行っちゃったんだろうということで、いろんな施設があるんでしょうけど、ソウル市の保健福祉部の紹介で100人ぐらいの野宿者を収容しているソウル市内の救世軍の施設に院生、学生、現地の研究者と行きました。去年できた施設ということでした。ハングル出来ないもんですから研究者を介して話を聞いてきました。それによりますと、とにかくどういう方法だったかは分かりませんが、収容したということのようです。

　私達が考えている日本のホームレスというのは、若い人も増えつつあるとか言われてますけれども、やはり中高年、特に高齢者でしかも単身であるという特徴があろうかと思います。韓国の場合、やっぱり失業ということがかなり明確かなあと思われます。30～40歳ぐらいで先の施設を訪問した時も94人は公共事業に就労しているということで働きにいっており、入所者はいませんでした。今日の日本ではなかなか難しいですけれども。体の具合の悪い人は、数名寝ていました。

　施設を出た後、住宅をどう確保しているのか、大変興味深い話しを聞くことが出来ました。半年はこの施設に居られるということでした。退所後、どう住居を確保するのか。皆でお金を出しあって「集団で住む」ということでした。いわば「グループホーム」みたいなもののようです。東京にもいくつかあると言われていますが、大阪では聞いたことがないですね。年齢の問題と、住宅確保の問題などについてお話しましたが、詳しくは分かりませんが、非常におもしろいと思いました。

　もう一つ興味を感じた点は、日本とはまた違うのではないか思ったのは、ボランティア組織のことです。かなり巨大な組織のようでした。ホームレスの入所施設は大阪には大体・19箇所といわれていますけれども、ソウル市内には１５０箇所あると聞きました。規模は色々あって、20～30人ぐらいから、150人くらいまでということでした。規模からいえば小さいけれども、多くは、ボランティア組織が運営しているということでした。逆に言えば、行政はボランティア組織に任せているのかもしれませんが。ただ、運営費の問題で言えば、国が60%、自治体が10%、ボランティア団体と企業の福祉財団が30%を負担しているということです。そして、民間の中でも企業の福祉財団の占めている割合が大きい。救世軍の施設長は、「野宿者問題は国の責任だ」と言っておりました。アジアの発展途上国の中でも経済成長が目覚しい韓国でも近年の経済不況の中で野宿者間題が起きているということです。

　翻って、日本では、どういう状況になっているのかというと、このレジュメにありますように、９６年9月に「あいりん地区検討委員会」のもとにある、私と福原さんなどが参加した社会構造研究会によって「あいりん地域日雇労働者調査」が行われました。「あいりん地区検討会員会」の報告は、あいりん地区を今後どうするのかという報告書で、この調査は、その基礎的資料となる実態を把握する目的で実施されました。関係の研究者、団体の方は既に読まれていると思います。

　この検討奏員会の内容については、一部連合の今回の報告書の中に入っていますので割愛させて頂きます。先の調査の規模がどのような大体どの程度の調査だったかと言いますと、調査期間は、96年の9月から約20日間、調査方法は、我々が直接日雇労働者の方に、路上、施設、あいりん総合センターの中で調査協力をお願いし、市民会館で調査員が面接調査を行うという方法でした。回答者は461人でした。調査項目が約500項目にも及んでいて、調査からすでに2年経過しているんですが、まだ未集計部分を残しているという状態にあります。

　当時から日雇労働者といっても、日雇労働だけで路上に出ないでドヤで生活している層から、年をとってしまって日雇仕事から完全に排除されてしまっている層まで、いろいろなタイプの日雇労働者が存在していました。あいりん地区の日雇労働者の中で当時から既に野宿が長期化している者がかなり存在している。つまり、私たちは、あいりん地区の中で調査をしていたわけですが、梅田から来た方だとか、日本橋から来ている方もおりました。そういうようなことで、その当時からどこにいるのかということに非常に関心がありました。サンプル調査ではなかったので、日雇労働者全体の中でどの程度割合が野宿しているか捉えることは正確にはできないのですが。この調査報告書が出たのが97年3月、あいりん検討委員会の報告書が出たのが98年5月末です。

　野宿生活者問題は、あいりん地区だけでに関わる問題ではなくて、もっと全市的な広がりもっている問題であるということで、野宿生活者がそもそもどの程度全市で存在しているのだろうか、野宿生活者がどのように形成されたのか、そしてどのようなニーズをもっているのか、市民はどのように考えているのかなどもっと包括的で総合的に調査をしようということで、大阪市が大阪市立大学へ調査委託がなされたのではないかと考えています。

　新聞報道で既に公表されているように、98年8月時点での野宿生活者の概数・概況調査というのが公表されました。8,660人だったと思いますけれども、東京が半分の４，300人と言われてます。読売新聞が最近各地のデータを集めて全国で約2万人という報道しています。広島でも約100名、この調査に私は参加しました。また、名古屋は笹島地区を中心にしていますが、もう少し大規模で、名古屋市全体で1,000人ぐらいいるだろうと言われています。

　この人数をどう評価するかという問題もあります、野宿生活者調査で大阪が東京の倍であります。私たちの参加した調査(代表大阪市立大学文学部森田洋司教授)は、昼と夜の両方を調査したんですね。戦前の調査でも、例えば約560人の調査員が夜中の12時に一斉に入って数えるという手法を採ったようですけど、大阪市なんで事前調査、つまり準備に一ヶ月ぐらいかかりました。商店街にヒアリングに行って、その商店街に野宿生活者がおられるのかどうか、特にアーケードのある商店街は全部聞いて回りました。いろいろな協力がいるということで、交番にも協力をしてもらい、管轄の中におられるのかどうかということを調べました。本調査の際、どこを歩くかということを事前に決定しておいて、夜間と昼間、調査したわけです。場所によっては路地から路地まで全部歩きました。このような方法でやった調査ですので、その数はかなり正確ではなかろうかと考えられます。野宿生活者は、全市的な広がりをもって存在していることがかなり明確になりました。特に、あいりん地区のある西成区、それから周辺の4区ですね。私達がその調査を通じて分かったことは、昼間と夜間では、大阪市内の姿が決定的に違うということです。私達は昼間起きていて、夜は寝てますので、夜中の梅田の駅、交差点の上の歩道橋などが「住まい」であったりするということをまったく知りません。昼間は誰もいないんですけれど、夜になるとそこが全部寝床になる。このような光景を、たとえば、夜間の大阪の駅周辺などを出来ることであればビデオで撮ろうか、という話がでたぐらい昼と夜の光景が異なる。ビデオで撮とるということはやってはいけないことだろうと思いますが、多くの市民には、この状況が分からないだろうと考えました。そのリアルな姿や現実というのは、なかなか数字の8，660人、周辺4区だけで78%ぐらいという量だけでは、実は十分に捉えられないだろうと思っています。

　ところで、読売新聞にも出ましたし、大きくテレビでも報道されましたけれども、今宮中学の脇の道路でテントをはっていた野宿生活者に対して、行政代執行による強制撤去というのがありました。偶然、その35人についてヒアリングの記録を読むことができました。その話は別の機会に述べたいと思います。その中の一人は死んでしまいました。とにかく、この事例にみるように地域によっては住民との緊張関係が非常に高まってきています。

　そこで、野宿生活者について、市民はどのように考えているのだろうということで、現在「市民意識調査」が進行中であります。ただ、その調査を実施する場合、野宿生活者とわれわれの関係というのを整理しておく必要があります。野宿生活者を電車から見て多いと感じたということ、日常的に玄関先に野宿生活者がいるということ、それから公園に行ったらいるということでは、野宿生活者に対する認識、認知状況においては仮におなじであったとしても、その利害関係は大変異なっている。違いますね。ということで、野宿者の分布とその周辺地域を組み合わせて、調査対象を選定していくことが必要となると思います。通勤途上で野宿生活者を見ている人と、毎日野宿生活者が存在する中で生活している人とでは野宿生活者に対する意識・対応では異なっているのでなかろうかと考えています。

　どういうことを知る必要があるということですが、まず第1に、野宿の状況を知っているかどうかということ、つまり認知状況です。第2に、日常生活上どのようなトラブルが生じているのかということ。先ほど指摘されていたように、市民の中には、野宿をしている人達は、好きで野宿をしている、あるいは怠け者であるといった意見をもっている方がおります。そこで、第3に、市民は野宿の原因をどのように考えているのかということを知る必要があります。第4に、野宿生活者に対する意見、考え方を聞く必要があります。いろいろな考えがでてくると考えています。最後に、市民は、どのような対応策が望ましいと考えているのかといったことも調査する必要があります。この調査は、かなり規模の大きな調査で、現在進行中です。数字もいえない状況にあります。申し訳ないのですが、お許しください。

　もう一つ進めている調査は、野宿をしている人々の数量把握を踏まえて、野宿をしている人々そのものに、聞き取り、あるいはインタビューという方法を用いた調査です。まず第一に、彼らの生活の状態と労働の状況について、また、今後どのようにするんだろうかといったことについて、調査しています。特に、就労状況のところについては、日雇労働だけでなく、空き缶、段ボールなどを集めておられる人を町の中で近年はよく見かけますので、廃品回収への就労についても聞くことになっています。もちろん、日雇と廃品回収の両方をやっている方もおります。非常にいろいろな仕事をしている。また、仕事をしていない方もおられる。では働く意欲はあるのだろうかという問題、いわゆる「ディスカレッジド　ワーカー」(意欲喪失労働者)問題は本当にあるのだろうかということにも関心を持ちながら就労状況について聞こうと考えています。

　第2に、野宿生活自体が一体どのようになっているんだろうかということを知る必要があります。そこで、野宿場所はどのあたりの地域か、トイレや風呂はどうしているのだろうか、朝起きるのがはやそうだけれど、何時頃起きるのだろうか、また食事はどうしているのだろうかなどがそうです。このような野宿生活の具体的姿については、96年の「あいりん地域の日雇労働者調査」でその概要はわかったのですが、再度把握する必要があるだろうと調査スタッフは考えています。第3に、どうしてこの人たちが野宿をせざるえない状態に至ったのかその経緯を時系列的に、つまり彼らのライフヒストリーを可能であれば聞く必要があると考えています。つまり「キャリア」の問題です。最後に、彼ら自身にどういう展望があるんだろうかということが残ります。これはなかなか難しい問題と思っています。難しいというのは、1時間程度の聞き取りで、果たして聞くことが可能なのかという問題です。調査手法も含めていろいろ議論すべきかなと思っています。

　読売新聞に、今年度大阪市はかなり予算をとって、野宿者の生活実態調査等を行うということが決まったとでておりました。その中に、ここで触れなかった問題として、かれらの健康や医療の問題に関する調査があります。

　以上のように、野宿者が増加する中で、その実態を把握しようという努力が少なからず進んでいるということをご報告して、私の報告に代えさせていただきます。

(同講演　レジュメ)

1.９０年代半ば以降の日雇労働者・野宿者調査

「あいりん地域日雇労働者調査」にみる野宿者問題

―いわゆる「検討委員会」報告にむけての基礎調査

野宿の長期化と広範な地域への拡大、野宿生活の状況など

2.「野宿生活者の概数・概況調査」

3.野宿生活者と市民意識について

4.野宿生活者に対する認知状況、

野宿者によって問題が生じたことがあるか。

野宿にいたった原因

野宿生活者に対する意見・考え方、対応策について

５．野宿生活者の労働・生活とニーズの把握

就労状況―職種、就労日数、収入、求職状況など

野宿の状況―場所、頻度、期間、理由、生活状況など

キャリアー職歴、

ニーズの把握など

（司会)

中山先生からは、今取り組み中でありますけども、野宿生活者の実態、それから意識、それから日々野宿生活者の人と接しておられる、向き合われてる市民の方々の意識も含めて、広範な聞き取り調査をこれから実施をする、現在進行中であるということで、今日はまとめという予定をしておりましたが、まだその段階にいたっておりませんので、あらためてまた後日集約をされるというふうに受け止めさして頂きます。

　お二人の基調報告、特別報告をベースにもしながら、シンポジストそれぞれのお立場からのシンポジウムをやりますけども、ちょっとトイレなり、煙草を吸う方もかなりおられますから、5分ほど休憩をとりまして、45分から始めさして頂きます。

**――シンポジウム――**

(司会）

　私のほうから、シンポジウムのパネラー8名の方のご紹介をして、コーディネーターには、引き続き基調報告頂いた福原先生にお願いします。

　さまざまな分野に携わっておられるわけですけども、今携わっておられるお仕事なり、課題なりというところが、深く釜ヶ崎地域の労働者との関係、あるいは野宿生活者の実態ということにも携わっておられる方々でございます。あいうえお順に並んで座って頂いておりまして、順番にご紹介いたします。まず、ありむら潜さん。釜ヶ崎居住間題懇談会で、漫画家とお聞きしておりますけれども、ありむらさんでございます。

　次に、出海豊さん。大阪市民生局の総務部の連絡主幹。昨年の4月に部局ができまして、市としてどうするかという主幹をされております。

　次に、市谷峰男さん。大阪府労働部の職業対策課特別対策室長をされておりまして、府の労働部の、特にあいりん地域における労働ということに携わっておられます。

　それから、片田幹雄さん。全港湾建設支部西成分会ということで、私達の研究会メンバーにも一貫して加わっていただきました。

　それから、徳永秀昭さん。連合大阪市内第1地域協議会。西成区を含みますところの、地域協議会の役員もされておるということで、徳永さんでございます。

　それから、中元良介さん。大阪市民生局総務部保護課長代理でございまして、特に生活保護の関係でございます。市から2人でございますが、中元さんでございます。

　それから、現地でボランティア活動といいますか、主軸に活動を行っておられます、本田哲郎さん。ふるさとの家の方でございます。本田さんでございます。

　最後に、大阪社会医療センター労働組合、これも釜ヶ崎にございますが、宗　義弘さんでございます。

　以上、8名の方に、いろんな立場から討論をお願い申し上げます。それではコーディネーターは福原さんにパトンタッチをいたします。よろしくお願いします。

―進め方など―

(コーディネーター)

それでは、これからシンポジウムを開催いたします。コーディネーターは、私、福原が担当します。よろしくお願いいたします。

　本日は、パネリストとして8名の方にご出席していただきました。シンポジウムとしては、パネリスト8名というのは多いのですが、その理由は行政当局者や釜ヶ崎現地で活動している方々に参加をお願いしたこと、そしてもちろん連合大阪の関係者に参加していただいたことによります。こちらの方に声をかけたら、あちらの方にも声をかけなければという具合で、少し人数が増えました。それぞれのパネリストには十分な発言の時間を保障できないかもしれません。しかし、多様な意見が出るのではないかと期待しております。まとめ役のコーディネーターとしては、大変ですが、がんばりたいと思います。

　さて、シンポジウムの進め方について、二つほどルールを作っておきたいと思います。ひとつは、このシンポジウムを活性化させるために、自由闊達に意見を出していただくということです。パネリストの中には、日頃団体交渉などで机を向かい合わせて議論を闘わす、場合によっては怒鳴り合うという関係にある方もいらっしゃいます。その意味で、今日のシンポジウムで述べたことを、後で「どない責任取るねん」ということになるかもしれません。また、行政当局の方が、役所に帰って上司に「おまえはどんな権限であんなこと言うてん」と言われるかもしれません。しかし、こうしたことに気を使っていたのでは、充分議論は深められませんし、本当に中身のあるシンポジウムはできません。

　そこで、今日は、そうした肩書きや役職をはずして、参加していただきました。各パネリストの方々の名前を見てもらうと分かるように、肩書き・所属は書いておりません。席順もアイウエオ順に並んでいただきました。それぞれの個人には、その仕事の内容が付いて回るわけですが、できるだけ一個人としてお話しいただきたい。また、日雇労働者・野宿生活者の問題については専門家であるという立場において、また彼らの将来については真剣に考えているという立場において、皆さんは同じですから、その立場に立って自由闊達に意見を言っていただこうということが、第一のルールなわけです。したがって、今日言ったことは、日を改めて交渉などの場で「おまえはシンポであー言った」とかいう揚げ足取りは一切行わない。役所の方も、職場に帰って上司に文句を言われないということを、事前に申し合わせております。

　次ぎに二つ目のルールですが、今日のシンポのテーマを三つにしぼり、それぞれについて順に議論を進めていくということです。第一に雇用、第二に居住権・地域社会、市民との関わり、そして第三に福祉・医療と分けて議論していきたいと思います。また、パネリストの方々の発言については、それぞれのテーマに関係する方々に発言をいただくということにさせていただきます。

　それぞれのテーマについて、はじめに関係するパネリスト数人にご意見をいただき、一巡した後コーディネーターの方で議論の柱をまとめ、議論していただくという風にしたいと思います。その時、フロアーからもご質問、ご意見をいただき、議論を深めていきたいと思います。フロアーの方々のご協力、よろしくお願いいたします。

　それでは、第一のテーマである雇用について、ご意見を伺いたいと思います。建設業では日雇いの仕事が減ってきております。こうした問題について、市谷さん、片岡さん、ありむらさんの順で、ご意見、ご報告をお願いいたします。

　それでは、市谷さん、お願いいたします。

*――雇用をめぐって――*

(市谷氏)

　私、あいりん地区の日雇労働対策を担当しておりますんで、そういった立場から発言していきたいと思います。

　あいりん問題の一番大きな問題点は就労状況と、それからもう一点は高齢化の進展ということでございまして、現地に西成労働福祉センターという団体、機関があるわけですが、そこで取り扱ってます就労斡旋件数、これが先月、平成11年1月の件数ですけども、対前年同月比18.6%減の、2,875件という、こういう数字になってます。実は25ヶ月連続して対前年度比がマイナスという状況で、2年以上続いているということでございます。こういう状況が非常に厳しくなったのは平成8年度から続いておりまして、平成10年度4月から1月までの1日平均求人数を見ましても、2,496件といことで、平成7年度の半分以下になってます。こういう状況でございます。まあ、政府の方でいろんな経済対策をやっておりまして、公共事業の拡大ということも図られておりますんで、また今後一定の効果が現れてくるかなあと、期待しているんですけれども、実は中長期的に見てみますと、建設業、これの機械化とかですね、効率化等が進展しておりますし、日雇労働需要というものの減少は、今後も続くというふうに思われまして、見通しとしては明るくはないということです。

　それから、高齢化の問題については、実は現地にあいりん職業安定所がございまして、そこで求職をなさる方に手帳を発行しております。白手帳と申しておりますが、これを持った方は、だいたい1万5千人近くおられるんですが、その方の平均年齢は54.4歳になっおります。55歳以上の方が、全体の既に半分以上を超えている。60歳以上の方の割合も３０％を超えているという、こんな状況になってます。こういう高齢化は、今後ますます進行するというふうに思われます。高齢化にどう対応していくかということが、今後の最も次きな課題であるというふうに考えております。

　こうした状況を前提にしてですね、あいりん地域労働対策というものが抱える、現状と課題について、これは私の問題意識を含めて、ご報告したいと思います。

　まず一つ目に、就労システムということを、少しご報告したいんですけれど、通常こういう職業紹介は、国が原則的に設置いたしております、公共職業安定所、こういうところで紹介することなっているのですけれども、ところがこのあいりんセンターは、この方式か違いまして、財団法人西成労働福祉センターというところで、これは労働大臣の許可を受けた無料職業紹介事業という形で、実はやっております。求人者と求職者が直接語し合いを行って、自由に雇用関係を結んで頂く、相対紹介方式という用語を使って、説明いたしております、独特の紹介方式でございますが、これを長年あいりんでは続けてまいりました。ところが今、国と地方の関係が大きく変わろうとしておりまして、こういう方式も、実は見直しが必要になってきているわけでございます。なぜかと申しますと、地方分権を進めるためですね、少し専門的になりますが、機関委任事務という、国が地方の知事なり市長に権限を委任するという、そういう事務が実はありまして、その事務、それから地方事務官という、国家公務員であって、地方で仕事をしておられる方、こういう制度が全て廃止されることになりまして、これに伴いまして、安定所の基本になっております職業安定法、これによる公共職業安定所長への指揮・監督権というのが、本来知事が持っているわけですけれども、これを全部国が直接やるという方式に実は変わることになっております。

　こういう関係がございまして、実は国と府県の役割の整理が必要になっておりまして、あいりんセンターにおける、今申し上げました、そういう職業紹介方式についても、今後新た枠組みに基づく見直しが必要になっている。少し専門的な話で、冒頭ちょっと難しい話ですけれども、そういう大きな枠組みの変化を、今求められているんだ、ということをちょっと頭において頂きたいということでございます。端的に申し上げれば、相対紹介というような紹介方式を今後続けていくのかということが、その辺が今問題やというふうにご理解頂ければ結構です。

　それから、日雇労働システムというようなものが、今あいりんに定着いたしておりまして、いわゆるドヤがあったり、生活利便施設があったりということで、そして今申し上げたような紹介方式、あるいは安定所で実は失業した時にアブレ手当というのを払ってます、こんなシステムが全部成り立ってまして、実は、それはそれで日雇労働者の生活の安定に役立っているわけですけれども、実はその反面、それが日雇労働の促進とか固定化につながっていく、あるいは外部からの流入を招いている。こういう弊害も出ているということでございます。これが2点目。

それから3つ目は、先ほど冒頭で申し上げましたように、非常に就労斡旋件数が減っているということで、これはまさに日雇労働の需給バランスが大きく崩れているわけですけども、これを解決するための、一つの考え方としては、いわゆる仕事を求めてやってくる、日本全国から来られる方の、労働者の入ってくるのを止めるとか、あるいは違う地域へ移動して下さいとか、あるいは建設業で今満杯なんで、それ以外の産業へ就職して下さい、そういうふうな、いわゆる需給調整という、これも広域的な観点からそういうのが必要になっていると、私達は思ってるわけですけども、そういったことを国に要求する、いろいろ要望もしているところなんですけれど、それで昨年実は国の方で緊急経済対策で、こういう日雇労働者の雇用を奨励するような、奨励金、あるいは求人開拓するような制度、そういったことが暫定的な措置として制定されてはおりますけど、これは最近始まったばかりで、こういう需給調整を今後図るように求めていかなけれぱならないと、これが三つ目です。

　それから、もう一つは最後に、日雇労働という雇用形態を、これをどう考えるかという問題でして、本来の雇用労働対策の基本というのは雇用の安定というんですか、そういうことであるはずなんで、日雇労働というのはあくまでも不安定な部分というのを持っています。それを、今まではできるだけ緩和してですね、日雇労働から安定的な雇用形態、できれば常用的な雇用にですね、転換を図っていくというふうな主旨で進められてきたんですけれども、あいりん労働者の方の95%は建設業でございます。建設業というのは、やはり受注して初めて生産が行われるわけで、ここに労働力需要の変動があります。その調整機能を果たしているのが、日雇労働者ではないかということでございます。ですから、建設業のいわゆる重層下請けとか、いろんな構造的な問題があります、それを解決せずに日雇労働者の安定化というのは難しいのではないかと。今後21世紀を目前に控えてですね、21世紀という、そういう時代の中で日雇労働を残していくのかどうか、どういうふうに位置付けていくのか、認識するのかという問題について、これはやはり、建設業界、労働組合なり、いろんな関係者が、やっぱり検討していって、どうするかというのを考えていかなあかん問題ではないかと。私個人としては日雇労働という、就業・雇用形態はやはり解消に向かうべきではないかなというふうに考えています。

　就労関係は以上で、それから高齢化の問題にちょっと触れたいと思うんですけども、非常に高齢化してきて問題になってます。労働者の多くは専門的な技能・資格を持っておられない方が多いんで、年をとれば就労機会が減ってくるという、非常に厳しい状況にあります。高齢者の中には、そういう仕事になかなか就けないので、就労意欲を喪失してしまう、あるいは体力的な面で就労するのが難しいと、こういう問題を実は抱えておられまして、先ほどもちょっとご紹介がございましたけれども、府と市の間で特別清掃事業という、これは就労事業なんですが、こういうことを実は平成6年度からやっています。55歳以上の高齢労働者を対象にして、府はあいりんセンター内の清掃、大阪市の方で周辺地域の生活道路の清掃事業と、こういう形で高齢日雇労働者特別清掃事業というのを実施しております。

　戦後、いわゆる失業対策事業というのがございました。これは公共で直接雇用創出をすると、そして失業者を吸収すると、こういう事業をやっておりました。現在の、しかし国の考え方はですね、こういう公共が雇用を直接創出するのではなくて、民間の活力によって雇用の場を拡大していくと。労働行政は何をするかというと、そういう労働力の需要調整を図るんだと、こういう基本方針というのか基本的な認識がございまして、こういう就労対策事業というんですか、そういったことはあまりお考えになっていない。地方で府や市が単独の考え方で対応していると、実はこういうことになっておりまして、今後そういう事業をどうしていくかという検討も必要になってきますし、そして国においてですね、そういう高齢者の雇用を促進するための方策をどうするのか、それから今日の冒頭でもちょっと鍵田先生がおっしゃってた、いわゆるアブレ手当てというのがございまして、それが支給されるとして、いろんな要件がございます。その要件を高齢労働者の方に見合ったような要件緩和というふうな事を検討してもらえるように、これは国の方に求めていかなければならない、こういう問題がございます。

　それから、老後生活、まあ60歳が通常定年退職でございますし、60歳を過ぎれば退職後の生活に入っていく。ましてや老後生活の保障、安定をどう確保していくかという問題が、実はあるわけで、雇用保険とか、健康保険というのは日雇労働者向けの特例といいますか、そういう制度がありまして、これは、日雇労働者を一般の労働者と同じような扱いをすることは難しいということから、そういう制度ができていると私は理解してますけれども、いわゆる年金ですね。実は年金にはそういう特例は全くございませんので、いわゆる国民年金に入るしかないということで、非常に加入率が悪い、という結果になってます。先ほど申し上げたような日雇労働を、今後続けていくのかという問題提起をさせてもらっているんですけども、それをまだまだ続けないかんと、社会的にそういうのが必要やということであればですね、やはりこの年金問題を解決していかなきゃいけないと思います。日雇労働者の年金をどう考えるかということであります。それからまた、別途、いろいろ問題提起もあると思いますけれども、いわゆる退職金制度というのがありますけれども、これを日雇労働者にどう普及、定着させていくかという問題、こういったことを含めてですね、老後生活の安定を確保するための方法を検討していく必要があるのではないか、ということです。以上、高齢化とそれから就労状況の二点について、問題提起させていただきたいと思います。

　それから、少し視点は異なるんですけども、労働組合との関係で、いろいろ府として非常に大きな問題になっておりますがその中に、あいりん地区の日雇労働者福利厚生措置事業というのがございます。いわゆる年末と、夏期の一時金というのが日雇労働者にはないわけで、それに代わる制度としてモチ代、ソーメン代というのを、ずっと以前から府と市で資金を出し合って、支給する事業をやっています。今までずっと、どれくらいの金額にするんだという要求を受け、前年度に一定額上乗せして、支給するというのが、通例になっておったんですけども、個人給付事業ということで、行政が個人給付事業をやることは問題がありますし、ご承知のように大阪府財政、非常に厳しくなってますんで、そういったことから上乗せが非常に難しい情勢になっております。今後の事業のあり方として、実は先ほどもちょっとご紹介がありましたけれども、あいりん総合対策検討委員会という、いろんなあいりんの今後のあり方をですね、検討した中で、やはりこの事業の見直し等が必要になっているということで、この辺をですね、今後どういうふうにやっていくのかというのが、今労働行政が抱える大きな問題でございます。以上でございます。

 (コーディネーター)

ありがとうございます。続きまして、片田さんの方から報告をお願いします。

（片田氏)

全港湾西成分会の片田といいます。今、市谷室長が報告された、西成の日雇労働者が集まっている労働組合で専従の活動をしています。西成の日雇労働者自身は、先ほど出ましたように、職安に登録して雇用保険の手帳を持っている労働者が1万4千数百人いるわけですけども、手帳を持ってない労働者がたくさんいますから、総数で何人かはよく分からない。そういう労働者の要求を労働組合的にまとめて運動している団体は、実は私達だけではありませんで、この場にもほかの団体、労働組合の方も来ておられますので、何も私が全体を代表して、今の市谷さんの話について反論して、ここで団体交渉をやるということにはならないと思うのです。地区労働者の生活や労働、人権については、いろんな課題がありますから、いろんな団体がいろんなことをやっているということの中で、私なりの立場で、このシンポジウムの課題に関わることを申し述べさして頂きたいと思います。

　建設日雇労働市場としての釜ヶ崎のシステムについては、概略紹介されました。そこで活動している私達の組合ですが、労働組合というふうに名乗っていますけども、このシンポジウムを主催された連合に所属されている各労働組合からしたら、何であれが労働組合やねんと言われるような団体です。例えば、ホームレスというか、野宿の問題にからんで居住権という問題が言われています。組合員や組合の協力者、また地域の労働者でもう働けなくなりそうな人が、私たちの周りに居るわけです。この人たちのために、何とか労働組合として、居住場所を確保して、そこで生活保護をとって、労働と生活を何とかそういう彩でやっていけないものだろうかということで、ボロボロのアパートを買いまして、組合員で修理をして、何とか住めるようにして、そこで働けなくなった組合員を何人か入ってもらおうというようなことも試みています。普通の労働組合としては、大分垣根を越えた話ですけども、そういうこともやっているわけです。しかし、今日のこの場所では、労働組合的な話を、少しさせて頂きたいと思います。

　日雇労働者の就労と生活ということで、常用の労働者の皆さんと一番違うところというのは就労と失業を繰り返さざるを得ないということですね。だから、失業というのが常についてまわる労働者なわけです。この問題なんですけども、今、市谷さんは、民間活力の活用の話をされました。民間の企業が考えている事は、不安定要素、リスクというのはなるたけ企業の外へ出したいということです。それで企業を安定させたいというのが、競争社会の中での企業の行動様式になっているわけです。そうすると、その不安定さというのはだんだん周りへ、まあいえば、下へ下へと押しやられてくるということですから、建設業界、あるいは行政も含めてそうなんですけど、安定的に事業を営んでいくためには、不安定を一身に背負った人が必要になるわけです。その意味では、日雇労働というのは必要とされてきたし、活用されてきたという経過がありますので、そう簡単にこれをなくすというのは、日本の企業社会全体がひっくり返るというか、このような活動方式、経営方式の大転換なければ、そう簡単にはなくならないということだと思うんです。

　そういう不宋安定さを一身に背負わされた労働者が、例えば年金とか、退職後の生活とかということ、つまり、長期にわたって計画を立てて辛抱しながら将来に備えていかなならん問題に、どういうふうに対処していけばよいのか？やっぱり日雇労働というのは失業ときつい仕事の繰り返しですから、その日暮らしである。強いられた不安定、強いられたその日暮らしを割り当てられた労働者である。にもかかわらず、貯金・年金・家族関係など、長期的展望を持って計画を立てないと、どうにも出来ない老後の生活という問題がで、いやがおうでも突きつけられる。この問題で、「今からではどうしようもありませんよ」という状態になっている人たちが、現在も大量に西成にいてるということなんです。

　今、市谷さんが言われましたけども、だいたい1万5千人の手帳を持っている人たちのうちで、60歳以上が30%、55歳以上が半分ですね。そういう人たちが大量に、老後に何らの保障もないまま、職業生活からリタイヤせないかんという時代が、目前にきているということ、今もう始まっているということです。このことを、どういうふうに社会全体、とりわけ不安定を排除して安定を実現してきた側、安定した側から、安定した社会を実現するという視点で、どういうふうに考えてもらえるのかなあということを、私達は労働組合として提起していきたいというふうに考えています。

　失業という問題については、失業保険という制度がありますけれども、これも2ヶ月間で26日働けないと恩恵がない。就労日数が受給要件ですけど、やっぱり高齢化してきたら働けなくなってきている。一ヶ月に一日二日しか働いてないという労働者は非常にたくさんいます。そういう人たちが、保険料は一日分払うわけですけども、企業も払うわけですけどね、失業手当は受給できない。要件を緩和して欲しいということは、市谷さんも言われました。現在は、2ヶ月26日働いて、平均したら月13日働いて、翌月に13日の失業手当てがもらえるというシステムになっています。私は、これを、10日しか働けなかったら１０日分もらえるとかね、5日しか働けなかったら5日分もらえるようにしてほしい。つまり、そういう形で「何とか一日でも頑張って働こう」というようなシステムに変えて欲しいと考えています。

　建設労働者のリタイアに備える制度としては、年金と退職金がありますが、日雇労働者の場合どうなるのかという問題があります。その前に、一時金の問題について、市谷さんが、今最後にちょっと良からぬことをおっしゃいました。ここで団体交渉の前哨戦をやる気はないんですけども、一言は言わせてもらいます。日雇労働者が、「われわれにも一時金が欲しいい」と、常用労働者と違って雇われ先を転々と替わっていき、それでも月13日、14日仕事をしてきているわけですから、「一時金が欲しい」ということで、要求して実現してきた制度があります。1万数千人がこの制度で夏冬の一時金を受け取ってきています。建設業界が、自分たちが安定するということで、日雇労働を活用してきた。公共工事の積算単価には一時金分も含まれているし、日雇労働者の賃金実勢は、「三省協定賃金」に比べて相当低い。そういうことも含めて、公共工事を業界と行政が今まで積み重ねてきた。それについて、日雇労働者が「何とか常用の仲間に追いついていきたい」「われわれにも一時金ある」という意味で、日雇労働者の希望をつなぎ止める制度として、何とか伸ばしていきたいと、私達は考えてます。

　先ほど言いましたが、一般には退職金と年金という制度があります。年金の問題については、市谷さんも言われましたように、日雇労働者は厚生年金つまり被用者年金には入れない。国民年金しかない。だから保険料の企業の負担がありません。労働者であるにもかかわらず、企業の負担分がありません。だから国民年金は、月13,300円という高い保険料で、40年拠出してきて、月6万とか7万の年金しか当たらない。これが国民年金の今の水準です。こういう水準にあるときに、まあ本人が手続きもし掛金も払いに行って頑張って年金を取らるべきだというふうに言われてもね。本人が努力すべきだという考えも当然あるでしょうけれども、被用者年金から排除され、さらに、そういうことが長期的に考えられないような就労システムと生活システムに追いやられているということを、どういう形で改善していくのか、考えていくのか、大きな課題があると思います。

　退職金についてです。読売新聞のキャンペーンもあり、今日お配りした報告書の中にも建設業退職金共済制度については触れていますから、詳しい事は読んで頂きたいと思います。簡単に言うと、日雇労働者が1日働いたら300円の掛金を業者が掛けると、その金は公共事業ついては、国あるいは地方自治体が予算化して上乗せしている。ちゃんと制度が動いていれば、センターからの就労の半分は公共工事だとして、年間2億とか3億の金が、西成の労働者の退職金として、一人一人の権利として積み立てられていて当たり前なんです。にもかかわらず、釜の労働者は退職金どころか、その手帳すらもらえてこなかった。こういう事態の中で、老後が非常に不安定な労働者が増えてきている、今後もこういうことが続くだろうということがあります。直接野宿している人たちの問題については本田さんなりありむらさんなりが、就労という点からも報告があろうかと思いますけども、私のほう、労働組合の立場からすれば、現実に長年にわたって建設の日雇労働を担ってきた人間が、野宿をせざるを得ないという状況になっている現実について、せっかくあるこの退職金の制度をはじめ、労働のシステムと労働福祉のあり方を改善して欲しいということを提起して、発言を終わりたいと思います。

（コーディネーター)

　ありがとうございました。

　ちょっと、時間がふくらみそうなので、司会者はいらんことを言わずに、次の報告に移りたいと思います。じゃあありむらさんお願いします。

（ありむら氏)

　持ち時間が5分というふうに聞いてます。まあ、それでも10分以内で何とかやりたいと思います。

　言いたいことはたくさんありますけども、超スピードでいきます。

　私は西成労働福祉センターの職員もやってるものですから、先ほどの市谷さんとは違う立場というか、現場サイドから報告をいれますが、求人状況についてはですね、これは今日の報告書の55ページのところにマクロ的に見たグラフがありますから、そのへんを見て頂いたら分かると思います。簡単に言いますと、要するにバブルの時の山が全部取れたと。現在はですね。その間に、労働者は非常に高齢化が進んだ。新しく入ってくる人たちも、約５０歳近くで入ってきているというような状態なので、非常に対処できなくなっているという状況ですね。それともう一つ、数量的なことを言いますと、賃金水準が崩壊していると。例えば、一般土工が13,500円だったのが、今や10,000円ぐらいにまで落ちてきている。職人層に至っても、18,000円とか20,000円の鳶さんも、15,000円とかいうようなところまで崩れてきている。ほとんど一般土工と変わらない単価まで出てきているというような、総崩壊状態ですね。それから、質について言いますと、年齢制限が加わって、これが大体窓口で来る分で言いますと、ちょっと係が違うんで詳しいことは分かりませんけど、80%ぐらいは55歳以上に関しては年齢制限がかかっていて、その場でアウトだということですね。それからもう一つは、労働者間の淘汰が起きている。今、淘汰が起きているということの中の年齢制限のことを言ったんですけども、もう一つは、55歳以下については、技能のチェックが非常に厳しくなってるわけですね。今までは、まあまあ使ってもらってた者が、飯場、現場に行ってから、お前は使いものにならないということで返されるというような状況も起きてるということですね。だから、行けない人は行けない、行ける人は行けるけれども、そのかわりずっと行かなきゃいけないというような状況です。前者の方が圧倒的に増えているという状況です。

　もう一つはですね、釜ヶ崎に求人に来る必要がなくなったということがあるわけです。つまり、私のとこは事業所訪問というのを二人一組で続けているんですけども、登録している業者が、今有効登録数で1,800程あるもんですから、ずっと回ってるんですが、そこで行きますとですね、有能な労働者というのは既に囲い込みというんですかね、常用化もすが、これが完全に破けてきている中で、釜ヶ崎的なセーフティネットというのを作らなきゃいけないと。例えばですね、アブレ手当、日雇雇用保険制度で言いますと、これは緩和、さっき片田さんもおっしゃいましたし、市谷さんもおっしゃいましたけども、特に片田さんと意見は一緒になるんですが、超弾力的な改革、あるいは運用だと思うんですよね。26枚基準を緩和すべしとか、24枚とか20枚にすべきだとかじゃなくて、極端に言えば、貼ったら貼っただけ見かえりのある制度にすると。例えばですよ、1ヶ月10日働いてる人、通算すれば、all or nothing でいくと、これが全部だめになっていると。これだとですね、これはまさしく排除のための基準になっているわけですね。参加のための基準にはなってないわけです。だからこれを、社会参加のための基準に直すと、つまり、具体的に言えば、2級印紙、３級印紙というのがあります。1級印紙は7,500円、2級印紙は6,200円だったかな、3級印紙は4,100円。それは、賃金水準に合わせてやっているんですけれども、この2級印紙、3級印紙を貼ってくる労働者というのは、もはや野宿生活の瀬戸際か、野宿生活に入っている人たちなんですよね。だから、そこでは既に、もはや保険原理はきかない。保険原理一本では対処しきれない人々であるわけですから、そこには社会政策的な要素を入れるべきだというのが、僕の発想なんです。これはもう、現在これまでの枠組みが崩れていて、今新しい時代に入って新しいパラダイムを求めているわけですから、そういう発想をしていかないと、今日的な高齢化、超高齢化、日本全体もそうですけど、そういったものを救い上げていくことはできないし、もしこれが釜ヶ崎でできればですね、全国のそういった人達を励ますことになる。さっき言いましたけども、それは見返りがあるんだとしたら、一所懸命に仕事を探してくる人が、わずかでも仕事を見つけて、少しでも自立的に生きようとするだろうというふうに思うんです。そういう姿勢を支援するシステム、ディスカレッジじゃなくて、インカレッジするシステムというのに変えなきゃいけなだろうと思うんですね。

　基準に関して、私は漫画家でもあるんで、勝手に名前をつけて、「釜ヶ崎基準革命」などとというふうに呼びたいんですけど、というのはアブレ手当だけじゃなくって、さっきも言いましたけど、いろんなことに関わってくるんですよ。居宅保護にしたってなぜドヤでの居宅保護ができないのかというと、その基準が、ドヤというのは、簡易宿泊所というのは基準が住宅に値しないと、達してないからだということなんでね、その基準を下げることで住宅、住居ということで認めて、もちろん居住水準を上げるという問題とは別個にね。で、通常の社会福祉サービスを受けられるようにすればいいし、それから年金にしてもそうです。最後に建退共制度でも、建設業退職金共済組合の方でも、これは実は、もう35年も制度が続いてきて、一般には200万人とか40%ぐらい、率で言えばね建設業従事者の40％ぐらいが入っているとされているんだけれども、釜ヶ崎では重層下請制のもとで、わずか１％足らずの人しか手帳そのものを持ってないという状況があって、これが続いてきているわけです。じゃあどうするかというと、これは通常の枠組みではやっぱり出来ないわけで、とにかくまず、手帳を作るというチャンネルをつくらないといけないと思うんですね。例えば、西成労働福祉センターに申し込めば、そこが建退共本部に取り次いで、簡単に手帳をまず手に入れられるというような方式を導入することが必要じゃないかなと。その方向で関係省庁と調整が進められているというふうに私は聞いてるんですけども。とにかくこれをやらなきゃいけない。総じて言えば、要するにあいりん地区というのは実態が一般の市民社会の状況、サラリーマン社会の状況に合わないわけですから、違うわけですから、その実態に則して、制度本来の主旨を前向きに運用するということをね、これを実態に則して制度本来の主旨を前向きに運用するという主旨、でもう一回パラダイムを組み直すと。セーフティネットを組み直すというような発想が必要なのではないかなどいうふうに思います。

――討　論――

（コーディネーター)

　どうもありがとうございました。

　三人の方々に、それぞれの専門の視点で、ご意見をいただきました。バネリストのご意見をまとめると、日雇労働者の問題は、次の点にあるということになります。一つは、とりあえず年齢的にも体力的にも十分に働ける労働者の問題、要するに不況にともなって仕事が減っている状況に対して、どうしたらよいかという問題です。もう一つは、高齢労働者、とくに建設業界では不況のなか年齢制限が強まっていますが、55歳以上の労働者の仕事をどう考えるかという点でしょう。

　とくに前者の問題のなかには、日雇労働自体、不安定な働き方であるわけですが、それを今後も続けていってよいのか、建設業界の求人のあり方そのものへの問いかけもありました。また、そうした働き方が続いていくとして、なおその上で、どのように安定的に一定の雇用量を確保していったらよいのかという問題が示されました。ここには、アブレ手当の制度やその運用のあり方についても問われる必要があります。

　このアブレ手当の問題について、市谷さんどうお考えですか。

（市谷氏)

　私の考えは冒頭に申し上げたんですが、アブレ手当の話が具体的に出ましたんで、考え方としては、前2ヶ月間に26枚以上という、そういう基準の緩和をする、1枚でも見返りがあるようにしたらええやないかと、制度論としてはそんなことも考えられるんかなと思うんですけど、私も同意見やと言うてしもたら議論にならへんので、いわゆる制度をやってる立場からするとですね、なかなか難しいと思うんです。はっきり言ってね。というのは、日雇労働者のアブレ手当は雇用保険ですから、掛けてるのは事業主、雇用主さんと労働者、これが折半して掛けている。雇用保険そのものは、雇用主さんが、まだプラスαの掛け金を掛けている。そこへ最終国が一定の補助金を出して全体運営をしている。日雇保険についても、一般の常用労働者向けの雇用保険と同様に、大きな雇用保険全体の中でまわっている。こういう仕組みなんですね。そして、日雇労働会計をもし別にしたとしたら、大赤字なんですよ。もともと大変な赤字。あいりんだけで100億円毎年使ってるという、そういう世界です。で、26日ということですが、実は28日の時代が平成6年ぐらいまでですかね、確かあって、鍵田先生が連合大阪にいらした時に、26日に下がったんです。この2６日に何で下がったかというと、いわゆる労働時間短縮で40時間制となった時に、一般労働者の方も週何時間か勤務時間が減るから、日雇労働も同じようにならって短縮する、こんなことで初めて動いたんで、日雇労働だけでまわすのは大変難しい。まあ、このへんは、雇用保険は労働保険で、６０歳前後ぐらいから、社会福祉・社会保障の世界に徐々に変わっていくんじゃないかなと思いますけれど、全てがすべて雇用保険で何とか面倒見ていこういうのは、ちょっと無理があるんでないかなというふうに思っています。

(コディネーター)

　雇用保険の運用の方法とその限界について、ご報告いただきました。このアブレ手当について、片田さんはどうお考えですか。

(片田氏）

　確かにね、今、市谷さんが言われたように、日雇労働者が日雇労働者だけで失業保険をまわしていたら、とてもやっていかれないというのは当たり前なんですよ。大体、半分は失業しとけということで業界の就労システムがまわっているわけですからね。失業している日に、賃金の6割ぐらいを保障する、それを働いてる日の掛け金でやれ言われたら、月の半分は失業している労働者が対象の保険制度がまわらないというのは当たり前なんで、制度運用論からしたらそうなんです。しかし、不安定を一部の人に集約させていくという社会システムの中のことですから、やっぱり安定的に仕事をしている人の掛け金が、こちらにまわるようにということで、雇用保険全体の共通会計をしているわけですし、そうあるべきだと思います。そういう意味で、常用の人の理解があれば、そういう改善も可能なんじゃないかと考えています。労働組合ですから、組合員である常用の仲間たちにもお願いもし、要請もして、常用労働者の理解も得て、進めていきたい。失業を繰り返している。常用じゃないから、雇用主は、労働基準法で決められている6割の休業手当を払わなくてもいい。これを雇用保険で代替しているわけですから、常用労働者の方々の理解を得ながら、日雇システムについて、特に高齢の日雇労働者の失業給付の要件緩和について、実現していきたいと考えてます。

(コーディネーター)

　どうもありがとうございます。

　かなり専門的な議論になってきました。雇用保険だけで日雇労働者の失業問題に対応するのは非常に無理があるという点で、お二人の意見は共通していると思います。この現在の政策では無理があるという意味で、トータルな政策展開によって雇用を保障していく。また、フレキシブルに他の制度との調整をはかりながらそれを進める。その可能性はあるを思います。

　この問題について、もう一つ重要なのは、地方分権が今後進むことによって、今、大阪府労働部が管轄している建設日雇労働の監督業務が政府に移行していく可能性があるという点です。もし、そうなれば、どのような展望が開けるのか、この点について、市谷さんいかがでしょうか。

(市谷氏)

　冒頭で申し上げたように、今は知事が労働大臣から、お前がせえということで権限が渡されて、知事の名前で、安定所を指揮監督している。こういうのが、機関委任の仕組みです。機関というのは、国の機関に代ってやるという、知事なり市長なりが、そういう立場になっています。それから今、知事は国の機関と同じレベルで、国の労働大臣の指示を受けて安定所を運営してるんだけども、それができなくなって、安定所の運営は労働大臣の直轄になると、もちろん地方にそういう機関がつくられると思いますけど、そういう仕組みになってて、これは、今度の通常国会で成立されるやに聞いてますから、早ければ来年度ぐらいから、そういう仕組みに変わっていく。そうなると、今まで職業安定所は知事の指揮下にあるという前提で、現地の就労斡旋をどうしたらいいかということを、昭和40年代に考えてですね、西成労働福祉センターという財団でもって、ああいう紹介方式をしようと、当時の状況を見ながら、そういう判断をしたわけですけども、それは、知事が指揮監督しているという前提があったわけですけども、その前提がいわば壊れてしまうということをきっかけに、ちょっとそのへんの見直しが必要になっていて、それで一方で、先ほどありむらさんの報告もあったように、寄せ場機能が低下していると、これは大きな時代の流れとして、そういうふうに見ていかな仕方ないし、それを食止めてどうのこうのということには、私自身は、ならんのやないかなと思います。そのことを見ながら、そうすると、これからのあいりんにおける日雇労働の紹介、職業斡旋紹介をどないしていくんやということは、本当に真剣に考えていかんとあかん問題やと思います。具体的にどういう方向になるかというのは、全く手付かずで、問題意識はあるだけで、中身については全く分かってません。

(コーディネーター)

　どうもありがとうございました。

　地方行政のあり方は、現在地方分権の推進という中で大きく変化する可能性があります。他方、寄せ場機能の低下といった問題、西成労働福祉センターの役割の見直しという課題について、今後検討する必要があると思います。

 (ありむら氏)

　その話は初めて聞きましたんで、全く考えてなかったんですが、ただ、まあそういうこととは別個に普段考えてるのはね、さっきも言いましたけれども、その2万人いっしょくたの状況ではなくて、階層ができてきてると。健康にしても、それから毎日気力が溢れて生きているか、それともそういったものを失っているかといったようなことですね。体力、年齢によって階層ができてる。だから当然、それに合わせて、そのターゲットを階層に合わせて、きめの細かい仕事、あるいは場合によっては、さっき福原先生もおっしゃいましたように、雑誌売りであるとか、雑業を含めてきめ細かいサービスをしていくというふうに変わらないと、かみ合ったものにならない。それをするにはどうすればいいか。そのための組織のあり方、そのへんから出発しなきゃいけないと思います。

（コーディネーター)

　連合大阪の『報告書』でも、日雇労働者の高齢化という事態に対応して、従来の建設日雇い仕事の紹介のほかに、軽作業を中心にしたもっと多様な仕事の紹介ができる職業紹介所、あるいは西成労働福祉センターの役割の見直しといった課題を提起しました。また、長期の野宿生活などによって十分な労働能力を持ち得なくなった労働者に対しては、健康回復を優先しつつ、回復後の職業・生活指導を行うこと、とくに「就労促進の福祉施策」として福祉工場、授産施設などを提起しました。ありむらさんが今述べられたように、それぞれの体力や年齢に合わせた自立支援の職業紹介や仕事確保が検討されなければなりません。

　現在労働省が進めているフロー型労働市場の拡大は、民間レベルでの職業紹介機能の強化を図ることによって達成しようというものですが、これは多様な仕事の紹介をはかるという点で、ありむらさんが述べられた議論と似ているようですが、競争原理のみで行うという点で、まったく異なります。現在の労働省のやり方が進められれば、高齢日雇労働者の雇用は現状以上に深刻な状況に陥るでしょう。

(フロアー)

　すいません。私は時々、南の方からずーっと歩いてね、難波まで来てるんですわ。びっくりしたのは、このごろ言われる通り、状態が変わってきてる。といいますのはね、本とか再生したやっとかを売っている。だから、新しい雇用ができとるんです。あの場でね。例えば、雑誌が300円がその日100円で売ってるとか、新聞が30円で売ってるとか、そういう新しいシステムづくり、頭の回転速度を変えんとあかんのですわ。今までやったら、建設業は一つの雇用やったわけですよね。それを、建設業はこれから大変になってくると思いますんで、新しい発想でリサイクルというんか、誰でもできるような新聞売りや、集めてきた安い服、リサイクルするとかのそういう場を設けるとか、そこで働けますわな。

これからはリサイクルの時代ですからね、それに応じるような仕事も考えてみたい、思います。

（コーディネーター)

　もうひと方どうぞ。

（フロアー)

　西成労働福祉センターに勤めている、住田というんですけれども、一つ、あの建退共問題を違う視点で、重要な課題だと思いますんで、補足する発言をしたいと思います。今日の資料の67ページにあるように、建退共制度の矛盾は、読売新聞なんかがキャンペーンをはられてるんでご存知だと思うんです。ただこれは、先ほど3名のパネラーからも出ましたように、証紙の上からの動きが、非常に不明朗だということで、大問題になったんですね。問題は、僕らの目の前には、今ホームレスになっている人たちはいっぱいおるわけですけども、この人たちがほとんどこの証紙を貼ってもらえる手帳を交付されてないんですね。これが、一番決定的な問題だと思っています。私はあいりんで仕事をしていますが、基本的には3点セットといって、一つは日雇雇用保険、もう一つは日雇健康保険、もう一つは退職金の建退共と、これが3点セットと言われてるんですね。そのつもりで、われわれ労働福祉に関わって、20何年間ずーっとやってますけども残念ながら、この建退共だけはほとんど広がらない。それはどういうことなんかと言えば、前二者に関してはですね、個人でも請求できるわけです。作ってくれと言ったら作れるわけなんです。ただ建退共だけは、企業を通じてしか貼ってもらえない。ところが、われわれのあいりんで求人する企業、人夫出しいっぱいいるんですけども、そういう企業は重層下請で、3次4次5次ですからですね、基本的には建退共と共済契約を結んでないわけです。そうすると、どうしたってそこへ働きにいったって手帳はできない。そういう問題を抱えてですね、われわれとしては、一肌も二肌も脱ぎ、絶対にこれを作らなあかんということで取り組みました。で、共済組合に入る場合、一番必要なのはこの人が日雇の建設労働者なんですよということを認めるだけなんですね。その人が建設労働に関わっているかは、手帳を見て分かる、健康保険の手帳見ても分かるわけですね。それで、何とかなるんじゃないかなということで、直談判に労働省に行ったんですよ。すると、労働省はですね、あいりんの状況を分かるから、何とかしたいというのが今の状況なんですね。あいりんの中でそんなに簡単には手帳発行できない。だから、それならそれで現地の状況に合わしたかたちで、私たちは何とか一肌も二肌も脱ごうという状況です。これを、今ありむらさんは、さっき言いましたように、１%と言いましたけども、2万人の労働者の400人ぐらいしかまだ持ってないわけですよ。一般には、50%、60%の人が持ってるわけですから、これの25分の1、30分の1に近いわけですね。これは早急に持たせるようなことが、今必要ではないかなと思いました。以上です。

 (コーディネーター)

　ありがとうございました。

　今、フロアーから2つの意見をいただきましたが、パネリストの方からこれについてご意見をうかがえないでしょうか。

(市谷氏〉

　あの、建退共制度の問題提起がありまして、雇用保険とか、健康保険とかと比較されてますけど、基本的にですね、雇用保険とか健康保険は事業主と労働者との保険料というものを折半なり、労働者も負担してやってる制度であると。これは、建退共の場合は事業主、雇用主さんの共済ですから、少しそのへんが、労働者の位置付けが、前二つの制度とは大きく違うんじゃないかなと思います。

**――居住・地域社会をめぐって――**

(コーディネーター)

　今の点はひとつの大事な論点で、まだまだ議論があるようですが、時間の都合で、とりあえず問題提起を受けたということにとどめたいとおもいます。申し訳ありません。

　それから、建設業以外の仕事を創出していく必要があるという意見がありましたが、これについて釜ヶ崎現地の団体でいくつか検討が始まっておりますので、ご紹介しておきます。

　雇用をめぐる諸問題についてまだまだ議論があり、中途半端に終わらせてはならないのですが、あと2つ大きな議論の柱が残っております。したがって、雇用についての議論はまたの機会に譲り、続きまして2つ目の柱に移っていきたいと思います。居住権をどう保障していくのか、地域社会の一構成員としてどのように地域社会と付き合っていくのか、また地域住民や広く市民にどのようにして野宿生活者問題を理解してもらうのか、これらの問題について、パネリストの方々のお話をうかがいます。

　では、はじめに出海さん、お願いいたします。

(出海氏〉

　それでは、大阪市民生局の出海といいますけれども、大阪市の野宿問題についての現状と取り組みとについて簡単に触れたいと思います。

　これまで野宿問題というのは、イコールあいりん問題であるとの位置付けでしたけれども、あいりん地域から市全域に拡散してきているという事がよく言われています。そういうこともございまして、まず大阪市内の悉皆調査をしたいということで、大阪市立大学の協力を得て、昨年の8月に調査をいたしました。1,000人以上の野宿者がおられるという区が5区、西成、浪速、中央、天王寺、北ということで、5区になります。それから、100人以上１,000人未満で言いますと6区、30人以上100人未満が8区ということで、30人未満が５区でしたけども、基本的には全区に拡散しているという状況が分かりました。中でも、1,000人以上が5区ということで、中心部に集中しているという状況が分かっております。それからもう一点の視点は、公園等に小屋掛けをおこなう件数が増えたということがございます。平成8年7月には、370ぐらいのテント数だったものが、平成10年8月には1,400ということで、4倍近くなっていると、こういう状況がございます。小屋掛けが、同じ昨年の８月現在ですけども、100張りを超える公園が市内に4箇所あるということで、大阪城公園、西成公園、長居公園、天王寺公園という4つの公園が100張りを超えているようなことがございます。こういうことに付随して、市民から野宿の問題について、いろいろ市民のご意見というかたちで、われわれに対する要望なり、意見が寄せられています。そういった件数につきましても、ここ1年の間に約3倍になっているということがございます。簡単にご紹介しますと、野宿生活者の方をですね、われわれも公園の利用をしたいが利用が困難やと、どちらかと言えば排除して頂きたいという声が5割を超えているということです。一方で、排除はおかしいと、排除すべきではないというご意見が約2割強です。それから、もっとしっかり対策をしなさいという声が12%ということで、あとまあ、市に対してどういう対策をしているのか教えて欲しいという声が寄せられています。こうしたこともございまして、大阪市として、昨年の5月に、全庁的に取り組んでいくということで、庁内的に関係する6局と3つの区役所で構成する検討会が発足いたしました。それから野宿生活者問題については、現状の取り組みとその問題点を整理していくという視点で、それからまあ、緊急に取り組むべき課題と、施策案について検討していくという、そういう方向で現在月1回ぐらいのぺースで、検討会で、対応を検討しているという段階です。併せまして、先ほど触れましたけれども、まず現状をきっちり把握して、対策に臨むということで、調査の方に着手したということで、大学の方にいろいろお願いしています。先ほど中山先生の方からもありましたけれども、市内の概数ですね。どの程度いるのおかという視点、それから、どういった状況にあるのかという観点、それから、地域住民の方の意識はどうかということ、野宿生活者本人のニーズについても聞き取り方式でつかんだ上で、施策を検討したいということで、現在、取り組んでおります。それから、この問題については大阪市だけでは解決し得ないということがございますので、冒頭の方に連合の会長さんとか鍵田衆議院議員のご挨拶の中にもふれてございましたとおり、昨年の11月に小渕総理が大阪を訪ねられた際に、磯村市長の方から、大阪市の現状について直接訴えて、対策を要請いたしました。そういったことを契機として、国の方もやっと動き出したという経過でございます。今年の2月の12日に第1回のホームレス問題連絡会議というのが開催されまして、国のほうは内閣内政審議室が窓口になって、厚生省、労働省、自治省、建設省、警察庁ということで関係5省庁と大阪市、東京、横浜、川崎、名古屋の5都市と、特別に新宿区も参加して、関係自治体と国が同じテーブルで対策について、これから協議にあたるところです。いずれにしましても、大阪市としては国と自治体の役割分担をはっきりさして、取り組んでいく事が重要であると思います。取り組みにあたりましては、連合大阪の方ですね、貴重な研究報告も発表されてますので、外国の施策例も参考にしながら、手本にするような形で、関係自治体をリードして、国の方に要請してまいりたいというふうに考えております。以上です。

(コーディネーター)

　ありがとうございました。

　大阪市の取り組みというお話でしたが、私としては、先にルールについてお話ししたように、もう少し大阪市の立場を離れて個人の積極的なご意見をうかがいたかったですね。

　次ぎに、本田さん、ご報告をお願いいたします。

(本田氏）

　じゃあ、私の方から10分ということで、話をさして頂きます。私は釜ヶ崎に来て、まる9年がたった、そういう中で、次第に自分なりに見えてきたものがあります。それは、今回の「連帯社会」の実現を目指すということも、非常に大事だということなんですけども、その実現のためのキーワードをどっかで忘れてはしないかということなんですよね。大阪府、大阪市パネラーの発言を聞いていて思ったのですが、問題の捉え方が、どちらかというと数字が中心というか、痛みを共有してない、共感してない。どうしても行政という制度的なところからだと無理もないのかもしれませんけれども、これは、肝心な視点がちがいますね。上からしか見てない。一般大衆の思いにおもねるというか多数決論でしか見ないのであれば、本当の抜本対策は絶対出てこない。私はそれを強く思いますね。ある意味で、欧米で非常にはやりつつある、“Option for the Poor"、「貧しい人々を選び取る。」「貧しい人々」って何かっていうと、要するに「抑圧されている人々」、“Oppressed"という人たちなんですね。例えばその「抑圧された人々」の一つとして、寄せ場の日雇労働者があり、その中でもとりわけ野宿を強いられている人たちがいると。そういうところで、その貧しくされた人々の側に立つ腹がくくれているかどうかが問われます。「側に立つ」には、相手の真の必要を「教えてもらう」姿勢が必要です。しばしば行政、あるいは一般の社会の仲間たちもそうですけれども、勘違いするのは、「相手の立場に立ったつもり」で何か決めていくと。これ、現実問題として、実情をとりちがえることが多いのです。例えば釜ヶ崎に9年います。最初の頃日雇にも行ったり、ドヤにも泊まったりということの、真似事もやってみたわけですけれども、いくら生活スタイルを同じにしてみたところで、同じ立場には立てないんだということを、嫌というほど認識させられました。ということは、人の立場に立って考えましたっていう、行政施策の姿勢というのが、これが一番大きな障害になってるんじゃないかなと。これだけ善意を持って、これだけ予算の幅もとってとかですね、前年度のシーリングをかなり上回りましたとかいって、いろいろ努力を認めて欲しいというようなニュアンスで回答されたりしますけれども、相手の立場に立ったつもりでやるからとんでもない間違いを起してる。もっと謙虚に相手よりも下に立つ(under standing)ぐらいの姿勢で、視点で,仲間自身からどうなりたいのか、なにが一番必要かを先ず学んで欲しい。今回の大阪市大の調査なんかの、これからの課題として踏み込もうとしているのだと思いますけれども、そういったところにもっともっと注意をして欲しいなと思っています。

　それから、釜ヶ崎での運動、活動ですが、こう、強いられた野宿をサポートするんじゃないということをはっきり認識しておかなきゃならないんですね。強いられた野宿をサポートするのではなくて、野宿を強いられた彼らの思い、願いというか要望に連帯するのです。これがある意味で連合大阪が取り組んでいく時の、一つの基本姿勢になって欲しいなと私は思います。ともすると、ボランティア精神というか、かわいそう、何かものがないからじゃあ物をとかね、そんな発想で援助の手を差し伸べるという気持ちになりがちですが、今野宿を強いられている仲間たちがなにを望んでいるのか、これですね。ですから、その意味では、今回のこの研究報告書がしっかりと基本を捉えています。つまり、彼らが望んでいるのは仕事なんだ。その次に住居の問題があると。そして、住居があればそれがたとえテントであったとしても、本当に精神的に安定する。そして、さっきフロアーからもおっしゃって下さったんですが、いろんな私達が思いつかないような新しい収入の道を探っていくんですよ。ですから、彼らがなにを望んでいるか、そこにしっかり連帯していくと、これを大事にして欲しいと思います。

　それから、去年5月末ごろから、野宿を強いられた人たちの間に赤痢がはやっています。そして、去年の10月でしたか、たった一人例外的に0歳児の赤ちゃんが赤痢に感染しました。でもあとは全部野宿を強いられた仲間たちですね。それは、この赤痢ってのは、栄養や衛生の悪い南の国々で多発する病気だそうですけれども、言われてみれば、三食食べているアパート住まいの労働者、これ、赤痢にかかってないんですね。大阪市がこれまでやってきたことは、大阪市の意向かどうかは別にしましてですね、第三者的に見て思えるのは、野宿者に便宜を与えることになるからと、公園のトイレを撤去をする、水飲み場の水道を止める、煮炊きを禁止する、各自が掃除した公園のごみを入れるごみ袋を求めても出さない。そして、生ごみが山のようにたまっていても、おいそれとは収集しない。…これで赤痢がはやらないのが不思議なくらいですよ。そして、実際赤痢の感染経路はねずみと鳩だそうですよね。だから、どこにでも行くわけですからね。結核の罹患率で全国一位の座を譲らないまま、大阪市は新たなタイトルがついて二冠王です。

　市内全域で8,600名を超える人たちが野宿を強いられていることが、市自らの調査で明らかになった今、非常事態宣言を発令すべきです。国が「ホームレス」対策で何か動き出したからそれとタイアップして…と、そんなまどろっこしいこと言ってられない。とにかくすぐ仕事が出せないのなら、せめて今、野宿状況をちょっとでも軽減させるような、千人規模、二千人規模の「臨時宿泊所」、絶対これが必要です。それから最低限、一食でいいから食事の提供。あとは何とかリサイクルの仕事、ダンボール集め、アルミ缶集めとかですね、そんなんでみな何とかやっていけますよ。ただ、行政は、隣にも座っておられるわけですけれども、「大阪市として何か事業する場合に、中途半端はできない」と言うんですね。“All or Nothing”って、“Nothing"にされちゃった人たちは、もう死んでいくしかない。そして、実際正確なデータを言いたいために最近のデータをあらって、私が出張に出かける直前の1月16日から23日までのデータしか、みなさんに紹介できないんですが、16日土曜日、医療センター前で一人凍死。朝10時頃発見。その翌日の日曜日、夜9時頃「ヤノ」っていう、釜では有名な酒屋があるんですが、同じセンターの近くでですよ。その酒屋の前で凍死。そして、その同じ夜が明けた朝、月曜日の朝ですね。三角公園のベンチの上で一名死んでます。そして、1日おいた火曜日朝3時頃、センター南東の軒下で凍死です。そしてさらに、2日おいた金曜日ですが、センターと第二住宅の間で一名凍死、夕方6時１５分発見。3時頃から同じ状態だったとのこと。こんな非常事態をほったらかしにして、やれ行政の枠組みができてからぼちぼちやりますでは、絶対に間に合わない。ですから、とにかく中途半端でも何でもいいから、今現在、人間一人ひとりが生きていくために最低限のボーダーライン、ちょっと作って下さい。そのためには、運動側でも地域側でもみんな協力しますよ。予算が足りないんだったら、カンパを呼びかけることについては、われわれの運動体でも呼びかけますよ。とにかく、まともな対策は大事です。絶対やらなきゃならないんですが、急場の手当も是非、今すぐ必要、これですね。

　それから野宿者に対する偏見、ぜひこの際捨てて欲しい。「選びさえしなかったら、何か仕事あるだろう」という、これ、みんなが持ってる野宿者に対する思いです。確かに街の職安とか、就職情報誌に求人広告が絶えたためしはありません。どっかに仕事は必ずあるんです。しかし、現実には一度野宿を強いられた身には越え難い三つのハードルがあります。それは何かと言うと、「身元保証人」、これどうやって手に入れるんですか。「宿舎」があるかないか。野宿してる身で、通勤でいいですよと言われても、野宿しながら職場に通ったら、職場の人がみんな嫌がるんです。そして三つ目、「初給料支給までの生活費の前借」やらしてくれますか。この三つのうち、どれか一つでもなかったら、無理なんですよ。だから、好きで野宿しているわけじゃないということがはっきり分かるわけですね。

　それから、行政による対策が存在しない状態は、野宿を強いられている人々の社会的孤立、疎外感を深めるだけではなくてですね、それを横目で通っていかなきゃなんない多くの人に、見ながら仕事に行かなきゃなんない多くの人に、心の荒廃をもたらすものです。何かしてあげたいんだけど、ほっとくしかない。結局人の心を蝕んでいきますよ。ですから、先ほど言われたような軽作業とか、清掃の仕事とか、特にこれからは地球環境を守っていくために欠かすことのできない、そのダイオキシンを減らすための、ごみの分別の手作業とかですね、仕事を作り出して、野宿をしなくてもいい条件を整えたいですね、あるいは川の汚染の元となっているごみとか、あんなんほったらかしでしょ。あんなのだって、ちょっと国の補助、あるいは地方自治体の補助があればですね、できますよ。

　ま、そんなとこもあってですね、サバイバル・バトルとしての釜ヶ崎の闘いが、今でも続いているということです。ちょっと時間超えましたけれども、それから最後に一つだけ。行政の方たちは「重要課題」ということをよくおっしゃって、国にも要請します。けれども「優先課題」というのをね、しっかり見分けて欲しいのです。みんな重要なんですよ、どの課題も。だけど、その中で優先すの補助、あるいは地方自治体の補助があればですね、できますよ。

　ま、そんなとこもあってですね、サバイバル・バトルとしての釜ヶ崎の闘いが、今でも続いているということです。ちょっと時間超えましたけれども、それから最後に一つだけ。行政の方たちは「重要課題」ということをよくおっしゃって、国にも要請します。けれども「優先課題」というのをね、しっかり見分けて欲しいのです。みんな重要なんですよ、どの課題も。だけど、その中で優先すべきかっていうことできっちり位置付けて欲しい。オリンピック招致問題、これも長い目で見たら景気回復につながるのかもしれない。しかし、目の前で死んでいく、その人たちをほったらかしにしてですね、オリンピック誘致どころじゃないでしょう。そんなこと、思いを込めて、みなさんにお伝えしたいと思います。以上です。

(コーディネーター)

　ありがとうございました。次ぎに、ありむらさん、お願いいたします。

(ありむら氏)

　5分というのは非常につらいんですけれど、釜ヶ崎居住間題懇談会というのは、私のとこの職員とか神戸大学の専門家の人たちを交えての小さな小さなサークルなんですが、まずみなさんの頭を整理するために、寄せ場の野宿の問題、日雇労働者の野宿の問題、釜ヶ崎の問題と一般の市街地にまで入り込んできている野宿生活者の問題、特に寄せ場非経由型の人たちの問題、この二つがあって、私の報告は、主に旧来の寄せ場経由型の野宿生活者の人たちのことについて、申し上げます。非経由型の方については、まだよく実態が分かっていないので、ただし寄せ場経由型をヒントにすることで、何かできるんじゃないかなという関係にあると思います。

　私らのところの、まず考え方として、去年の暮れに緊急アピールを出したんですけれども、緊急な対策がまず必要だと。ただし、それは抜本対策を先取りする形でのものでなければならないと。バラバラではいけないということが最初の出発点、立場です。緊急対策だけについて、一つだけ言いますと、とにかく仮設住宅、シェルターに関してはたくさんつくらなきゃいけないと思ってるんです。この根拠の一つに、私は防災の観点を入れたいと思うんですよ。というのは、阪神大震災での最大の失敗は、仮設住宅をそのコミュニティにつくらずに、郊外にもっていってしまった。その中で助け合いのコミュニティができたんだけど、またもう一回復興住宅にもっていくことで、もう一回ズタズタにしてしまったということがあって、それが最大の失敗の一つとされているんです。そこから東京都というのは地震に備えて、普段からそのコミュニティ内に必要な仮設住宅をつくっておく、つくることをプランに入れておくと。そのための場所の選定だとか、そういったことを計画的に、しかもそれを継続的にチェックやってるっていうふうに認識してるんです。あいりん地区の場合はあの狭い所に、0.62平方キロメートルの所に2万人もいるわけですから、そこにもし上町台地の上町地震がきた時に、それはもうすさまじいことになるわけです。ですから当然ながら普段からその観点で計画しておかないといけない。そして、考えてみたら今はそれに準じた非常事態であるわけですよ。ということは、そのプランを前倒し的に実施するというような位置付けで、是非ですね、あの地城内及び周辺に大量に必要なだけの仮設シエルターをつくって頂きたいというふうに思っています。それで私達の抜本対策についてなんですけども、こういうふうに思ってるんですよ。その前に、居住の問題があの地域でやっと出てきたという感じですね。今までは労働軸一本だったんですけども、それが見事に崩れたことによって、じゃあ人間生きていくためにはどうしたらいいんだということで、総合的な暮らし、住まい方というやつですね、労働だけじゃなくってね。ということで、初めて居住、街づくりっていう問題がでてきた。この意義は一つの成熟だというふうに思ってるんです。そうすることで、地域に初めて、例えば筒宿組合の人たちと地域の団体、労働団体が話し合うような機運が生まれているように聞いておりますから、そういうことが一つのこの暗闇の中での、一つの希望であるというふうに、まずそのことを言いたかったんですけれども。その上で私達が考えている抜本対策というのはですね、やっぱりその中には、居住実態を調べますと、階層性があるということなんですよね。その前に、私達は、ハビタットの居住権の勉強から、2年前でしたけども、97年の夏出発した関係で抜本対策とは何かということを考える時に、これからの人間、21世紀の人間が、この地球上の人々が暮らしていく、その暮らし方とはどんなものなのかということで、居住権に基づいた人間居住という概念がありまして、これを釜ヶ崎に適用する、もちろん運動がいるんだけれども。ということであると思うんですね。それでですね、居住権というのが、当然あるということをハビタットで日本政府も調印しましたが、それは家族や地域社会とのつながり、コミュニティというのを重視します。それから、住民参加の機会とか、能力の向上による街づくりの推進とかね。あるいは自然との共生、あるいは行政とか、企業とのパートナーシップの推進なんていうのを、重視するんですけども、それを釜ヶ崎に適用したものが、これからの居住の考え方、あり方だというふうに思っております。それで、具体的なプランで言いますと、私達はね、居住のはしごプランというのを提案しています。それは、実態をいろいろ、例えばいろんな実態があります。一時的な野宿、定住的野宿、それからシェルターでも、緊急シェルター、それからケアセンターもあるし、大阪自彊館だってありますし、ドヤ・簡易宿所、いろいろあります。アパートもあります。で、そういったものを、そういう実態はですね階層性になってて、並べ替えますと、下から野宿型、収容型、ドヤ型、アパート型というふうになるわけですよね。ここで明らかなことはですね、野宿よりはシェルターの方がましだと。シェルターよりは簡宿・ドヤの方がましだと。ただしドヤはドヤで問題を抱えてるもんで、それは、それよりアパートの居住へ移す方が人間居住に近づく。それを、地域全体の仕組みにしようと。そしてその中で、個々人に基づいて、個別対応ですね、いろんな個性、いろんな好み、いろんなことがありますから、それに合わせながら無理しないかたちで、とにかく人間居住に近づけていこうと。ステップアップさせていこうと、それで生きていく力を引き出していこうという考えなんですけどね。ですから、例えば、この連合報告書の中では、居住権を強調するのはいいんだけども、それをどうやって実現するんだといった時に、公営住宅の建設しか書いてないように私には思えるんです。そうじゃなくって、私達は、もちろんそれはそれで活用するけれども、既存の中間施設とか住居、老朽アパートだとかも含めてですよ、筒宿も含めて、それ総動員して、総活用する。それによって居住の安定と自立の方向に人々を向かわせるという、そういうような仕組みが必要だと思うんですよ。それで問題は、どうやってステップアップさせていくかということですけど、ステップアップ装置と言っていいんでしょうけど、はしごをイメージして下さいね。例えば、収容型から、アパート型へ移していく。例えばこの流れはですね、既に実践があります。今日も参加しておられますけど、出会いの家の、NP0ですけれども、渡辺さんとこがやってるのは、既にあそこに1ヶ月間路上生活者、野宿生活者に住んでもらって、その間に、心身を休め、アパートを借りて、生活保護をリンクさせて、それから保証金ですね、入居費も貸して、アパート居住へ移していくと、これを既に2,000人以上にわたってやられているわけですよね。それをさらに大規模にするために、10階建てビルのオープンハウス構想というのもあるわけですよ。こういうのを居住のステップアップ装置、行政だけじゃなくって、いわゆるNPOとの連携でできるわけですから、こういうのをたくさんつくっていく。それから、一番多いのはドヤ居住、簡易宿泊所に住んでいる人たちなんですけど、これに対してもですね、私達は、約200、ありますけども、これはやはり旅人意識を再生産するだけのものであると。簡宿組合の人たちは、それなりにいろいろ努力はされてるんですけれども、そうじゃなくって人間らしい住まいにしていくと。だからどうするかというと、具体的には2つの部屋を1つにして、炊事施設をつくったりですね、それから接客ができるようにしたり、家財道具をとにかく安心して置けるようにしないとだめなんですよね。家財道具を持ち歩いている状態というのはどう考えたって、住民意識が醸成されるはずがないわけですから。簡宿組合の人たち、稼働率50%ですから、超ガラガラです。経営的にも非常に苦しい。銀行は金貸さないし、新たな業態替えもなかなかできないでいる。だから、そこに当然、行政の都市計画上のいろんな手法を入れてですね、補助金使ったり、低利子で融資したりとかですね、それでアパート化していくというようなことを、私達は提案したいですね。

　あとそれだけではなくって本当は、アパートに根付くためのソフトなんかもいるんですよ。ただ、行っただけでは、移っただけでは寂しくてしようがない。つながりがない。これは、神戸の復興住宅の人たちと同じ問題が起きまして、そのためのソフトみたいなのがいるんです。ある医療ケースワーカーの方が言ってたんですけども、アパートせっかく入ったのに、出てきてから相談に来たと。どうして出てから相談に来るの。出る前に相談にこないとだめじゃないの。出る前に来たら何とかなったのにというかたちで、そういうような、そういう方面のサポートをするというソフトっていうものもいるわけです。それから地域全体に対する施策がいります。コミュニティ、これを、つながりを作りなおさなきゃいけない。つながりの基盤は何かと言うとね、やっぱり仕事を通じての情報交換とか、エネルギーだとかね。それがやっぱり60歳になっても70才になってもあるんです。小さな雑業的な、小さな収入の分にしたってですね、あるわけですよ。よせ屋に行ったり、いろいろ集まって来るわけで、そこでの情報交換やら、励ましあいやらあるわけで、そういうのを通じてもう一度、つながりというのを作り直していく。その、具体論に関しては、もう時間がありませんから言いませんけれど、そういったような総合的な街づくりをしていかなきゃいけないと。そのためには今度はようやく初めて、これまでの対立を越えて、溝を越えて、労働者団体も簡宿組合の人たちも行政もですね、それこそパートナーシップっていうのは、釜ヶ崎で今言ったら、非常に歯が浮くような言葉に聞こえますけれども、しかしそれが迫られてるんだというふうに思っています。ちょっと長くなりまして、失礼しました

(コーディネーター)

　それぞれのパネリストの方々には報告時間に制約を課し、充分なお話ができなかったかもしれん。申し訳ありません。

　パネリストの皆さん方には、日雇労働者や野宿生活者が自立して地域でどう暮らすのか、また、行政がそれぞれの地域で野宿している人達をどう支えていくのかについて、お話をいただきました。本田さんからは、とくに大阪市への直接的な批判が出されました。

　本田さんの批判の対象となった行政の姿勢というのは、もちろん行政自体大いに間われる必要があります。しかし、同時に私も含めて一般の日本人・市民もまた、同じように問われている問題でしょう。また、居住権保障などといったことは、これまで行政も市民もあまり考えてこなかったというのが、日本の現状かと思います。

　さて、これらパネリストからの報告を踏まえて、フロアーからご意見をいただきたいと思います。

(フロアー）

　私，素朴な疑問なんですけど、先ほど福原さんがちょっと説明したEUのフランスとかでは、バブルの時に地上げした建物が、一方で空家になってですね、一方でホームレスの人がいるという状況で、これはテレビでやってたんですけども、ホームレスの人がですね、地上げしたアパートを占拠して住むということを、政府が認めたというようなことを言ってたんですけども。さしあたり、ドヤの稼働率が非常に悪い。それから、アパートに移ることも不安というのであれぱですね、それを借り上げる、あるいはアパートに住む場合に家賃補助をですね、こういうことは早急にすべきだし、これは大規模な施設をつくるよりも、コミュニティイやそういうもののためにいいと思うんですけども、なぜそういうことがすぐできないんでしょうか、という素朴な疑問です。すいません。

(コーディネーター)

　もう一人、ご意見をうかがいたい思います。

(フロアー）

　釜ヶ崎日雇労働組合の藤井といいます。いまあの、高齢者清掃事業の責任者やってて、そこに来てる人の大体８割は、多分野宿やってる労働者だと思います。まあ、休憩時間によく話するんだけれども、いつも道で会うたら酒飲んでるような人が、清掃事業する前の日から酒きって、仕事行く。今まで見たことないような明るい顔で、生き生きとして仕事してる。ほんでこれで自分で飯食えると言うね。ほんで、自分でこれで寝なきゃいけないんだけども、ドヤとって、1日や2日ドヤで寝たら、明くる日から野宿はできないと言ってる。まあ、大阪市が南港の宿泊所に1月の7日まで約2,700人ですが、南港だけで毎年大体そのくらいの労働者が、南港の宿泊所とそれとか自彊館の滋賀県の方とかに寝泊りできるんだけども、それでも、みんな言ってるのは、その間に疲れとれて7日の朝、出てきてその日の野宿というのは、一番つらいわけやね。仕事があればいいんやけど、ないわけです。今、おれらセンターにテントで労働者、約1,000人ぐらい寝泊りしてもらってんだけども、こんなとこで寝ても、実際はどうにもならない。だけども、路上で寝てて一番困るのは、要するに誰が何をするかわからない。これなんです。精神的に不安定になるから、仕事あっても明くる日行けないんです。大阪市と府に言いたいんだけども、今病院代にどれだけ払ろてて、施設保護にどれだけ払うてるんだと。これを何パーセントか労働者に仕事を与えたら、病院代と施設保護費がどんだけ減るんだと。ざっと大阪市と政府で600億円ぐらい使ってるんだと思います。日雇労働者の野宿してる仲間の施設保護費と病院代ね。仮に何パーセントか清掃作業、リサイクル産業に使えば、どうなるか、そういうシュミレーションをね、大阪市と府でやってほしい。そういうシュミレーションを外国の学者はやってくれるんです。ところで、日本の釜ヶ崎の労働者にもシュミレーションをやって欲しいと市大の教授に、おれ言ってます。でも、未だに回答ありません。それをきちんとしたシュミレーション、大阪市と府で、責任持ってやって欲しいと思います。

(コーデイネーター)

　このようなシュミレーションを行う必要性についてお話をうかがったのは、今日がはじめてですが、非常に大事な話だと思います。私も学者の端くれですが、少し検討したいと思います。

　もう一人、ご意見をうかがいます。

 (フロアー)

　私は、日本住宅会議のメンバーです。日本の行政を見ていると、赤字になるように、非常に一生懸命努力しているようにしか見うけられません。例えば、先ほど本田さんがお話になったように、毒がいっぱい詰まっている大阪湾付近にテーマパークをつくろうとかオリンピックを誘致しようとか、これは、市民のコンセンサスを十分に得ていないのにそういうところに投入し、あそこにいくつかは建っている非常にハイカラなビルディングは、ほとんど上が空っぽであります。一方でホームレスがあって、一方で部屋がガラガラという、矛盾した状態が同じ大阪市内の中で発生しているわけです。だからといってもともとショウルームを目的としている大阪湾の背の高いビルディングの、ガラス張りの中ヘホームレスの方にどうぞというわけには、すぐにいきませんけれども。私達はここで考えなければならないのは、選挙の時にそうした無駄遣いばかりを懸命にやっている首長はさっさと首にし、それにへつらうスタッフも私は辞めていただいたほうがよい、そして市民が要求する、市民サイドの要求を実現するような政治家に出てもらうという考え方をきちっと私達がやっていかなければ、いつまでたってもこれは解消しないだろう、少々ラジカルかもしれませんけれども、これをやらないと、それはお金がありませんからできません、といったような小さい枠組みの中でばかり考えないで、発想を完全に転換してしまうような、それぐらいの元気さを持って実行しないといけないと思うんですが、いかがでしょうか。

(コーディネーター)

　ありがとうございます。

　フロアーからいくつか意見をうかがいました。これらのご意見に対し、パネル氏との方々からご発言をお願いいたします。徳永さん、お願いいたします。

(徳永氏)

　私、連合市内第一地区協議会の徳永といいますけど、実はみなさん方から今いじめられている、西成区役所の組合の支部長をしておりまして、西成区役所の職員です。27年間西成区役所に勤めています。1993年の連合大阪の大会の時に、当時柴田事務局長でありましたけれど、連合大阪として社会的責任で釜ヶ崎問題に取り組むべきであると、大会で発言したのがきっかけで、今日に至っていますが、行政に対する批判が、思った以上にというか思った通り強いなあというのが実感です。後ほど、私のテーマの中で言いたかったんですけども、住宅政策、非常にまあ難しいんですけども、関東と関西の違いがございまして、関東圏はほとんどでドヤ保護をやってます。西低東高といわれてるんですけれども、ドヤ保護が正しいかどうかというのは、これは非常に議論百出だと思います。私はドヤ保護反対です。、というのは、先ほどありむらさんからありましたように、ドヤは居住空間ではないんですね。牧師さんが言われたように、ドヤを一時的にそのことに利用するということについては、一つの考え方であろう思いますが、ただ、それを未来永劫続けていくということに⊃いては反対やと。したがって、ドヤ保護はすべきでないというのが基本です。もし、シェルターをつくるなら一時的に大阪市がドヤを借り上げて、そこを避難的につかうというのは可能ですけども、その次の施策がないんですね。大阪市に、その次の施策があれば、それをしたらいいと思うんですけども。先ほど大阪府は100億使こたという発言がありましたが、大阪市はもっと使こてると思います。ただ、住宅政策と言うのが非常に難しい。それと単身住宅政策というのを大阪市は持ってないんです。今まで、全部家族住宅という政策を持ってると。これは、高齢化社会になって単身が増えていく、そこで、単身住宅政策というのを好むと好まざるに関わらず、行政は持たないとあかんわけですわね。われわれは、そういうふうに労働組合の側から言うけども、これ、主には議会の問題で、予算を審議するのは議会です。野宿生活者問題は今までは西成の問題でしたが、やっと全市的な問題として議論した。これは、西成から近隣の行政区に拡がって、ドーナツ化現象して、大阪市全体の問題になってきた。したがって、大阪市は議論せざるを得なくなった。こういう形になってきておるんですね。実際にこれはもっと早くこの議論をしとかなあかん、大阪府も大阪市も。それを国に求めていかなあかん。というふうに思うんで、言われてることはじゅうじゅう分かりますけれど、私自身は、基本的施策はない中で、住宅政策を一時しのぎだけで逃げてしまうと、そこだけで終わっちゃう危険性があるんで、総合的なプランをたてながらやっていくと。連合大阪としては、これを含んで今年の予算請求もやっております。言われてる点は、共有化するところもありますが、問題点として残ってしまう、今の行政施策は、不充分性大きく持っているだけに非常に難しいというふうに思います。

(コーディネーター)

　本田さん、発言をお願いいたします。

(本田氏)

　えっとあの、今おっしゃられたことはもっともだと思うんですね。だけども、それなりの先の施策を前提にして、とりあえずの対応を先ずやる。これ当たり前ですよ。そうでないと先の施策がないからと、施策が立ち消えになったら終わりです。そんな次に打つ手がないから何もしませんよで、野宿者をどんどん殺していくこと、これが問題なんですよね。ですから緊急避難的な措置、せめてこれを先ずやって欲しい。そして、こういうことを国であったとしても、とにかく連合なりのバックアップでですね、きちっとした緊急避難措置をやった上で、長期的な対策をじっくりやっていくと。そうしないと見殺しですよ。ですからそのことをちょっと付け加えさせていただきます。

(片田氏)

　あの、緊急避難にしろ、長期的な施策にしろ、住宅政策を市でやってるところが、真剣に対応してほしい。うちの組合が、「単身者用公営住宅を建ててくれ、空家があるとこに単身者入れてくれ。」と市に要求書を出してもね、担当者が出てこないということが、ずっと続いてきたんですよ。その意味で、民生対策との連携など、いろんな問題があると思いますけども、市でも「連絡会議」もできたそうですから、その中で、それぞれの担当がやっぱり本気になって何とかせなあかんと考えて、連絡を取りながらやって欲しいと思います。

(コーディネーター)

　住居問題について、私からも少しコメントさせていただきます。居住権保障という考え方は、大阪市も含めて日本の政府や自治体には、これまで基本的にはなかったということでしょう。したがって、大阪市に「なんとか住むところを保障せよ」と言ってみても、それを受ける窓口さえないというのが、実態でしょう。また、要求する側も、これまでは仕事の保障というところに力点があって、あまり住むことには関心を払ってこなかったのも事実ではないでしょうか。それが、野宿生活者の急増という問題、また今後も増える可能性が非常に大きいという認識にもとづいて、この要求が非常に大事なものとなっているということでしょう。

　ヨーロッパやアメリカでは、居住権保障の運動が非常に盛んです。たとえば、居住権を主張して空いているビルを占拠して、それを自分たちの居住場所として確保する。そして行政のそれを認めさせていくという運動が実際にあった。現在のニューヨークでも、ボランティア団体が行政の所有しているビルを事前に承諾を得て、あるいは事後的に承諾えられるものとして、自分たち自身の手で改造して住む場所にしてしまう、そんな運動もあります。

　連合大阪『報告書』では、ありむらさんが指摘されたように、日本の居住権保障の政策として公営住宅の建設しか書いておりません。その通りですね。今欧米の居住権獲得の運動を紹介しましたが、日本の社会風土には、こうした運動をなかなか受け入れないところがあります。したがって、あえて『報告書』では触れなかったわけです。

　ただし、大阪市内には、賃貸住宅で空室となっているところが結構あります。それを、野宿生活者の居住場所として確保していくという運動は必要だと思います。結構ハードルは高いけれど、不可能ではないと考えています。少しコメントが長くなりました。

　それでは、次ぎに社会福祉、医療の問題に移りたいと思います。中元さん、お願いいたします。

**――社会福祉・医療をめぐって――**

(中元氏〉

　民生局保護課の中元です。先ほど来のお話が随分ありますので、大阪市といたしましても、行政施策に営為努力しているということを含めまして、ご説明なりをさしていただきたいと思いますけれども、更生相談所というのをあいりん地域内に設置いたしまして、生活保護の相談とか、あるいは生活相談というかたちになってますけれども、一時的にどうしていいか分からないぞという生活についての身の上相談を含めて、そうした相談の窓口を更生相談所におきまして、日々相談と援護にあたっているというところです。近年の生活相談件数は激増状態になってます。ちなみに平成8年をベースにいたしますと、今現在は、対8年度で1月現在ですが、2.3倍の相談数の状況になってます。当然生活保護を必要とする方について、施設あるいは病院に、入院して頂いて治療にあたって頂く、あるいは施設でケアして頂く、そうした施設措置もしていくんですけれども、そうした保護の措置の状況で申し上げますと、平成8年にいわゆる入院入所の措置いたしました者が約1,800件に対しまして、平成9年度では2,900件という状況で2.5倍にふくれ上がったというかたちです。9年度末ですが、年度末現在のデータになりますけれども、施設あるいは入院、あるいは特別養護老人ホームですね、に入所されております方が、約3,500人になっております。ポイントはやはり、平成9年度から10年にかけての激増という状況になっております。日雇労働者の方の街ということですので、求人関係といわゆる相談件数、あるいは保護を必要とする方の増加状況というのは、リンクした状況になっております。もう一方で、あいりん地域の日雇労働者の方については、日雇労働という仕事の特質といいましょうか、仕事がない時、あるいは労働の状況によって、体の調子を壊したことによって就労ができないというような状況がありますので、そうしたことへのケアというものは一つは持っております。また後ほど説明あるかと思いますけれども、医療につきましては大阪社会医療センターを地域内に設置いたしまして、無料低額診療事業という形で所持金がなくても、まず治療を受けて頂くと。これは、基本的には借用書方式というのを、創立以来なんですけれども、本田良寛先生が創立された時以来、借用書方式、返せる時がくれば返しますよと、そういう労働者の方の意気込みを含めまして、借用書方式、法律的には無料低額診断事業ということで、位置付けて実施いたしております。当然ここは診療項目、たくさん持っておりますんですが、ここでの外来等に、受診においでになる方も平成8年度に対しまして、9年は、やはり1万人近く増えてきておるという状況になってます。これはまあ、生活困窮状況を背景として、体調を崩さざるを得ない、その中で、治療を求めておいでになるということとなっております。あとは、生活ケアセンター事業というのがございますけれども、週2回を限度としまして、ショートステイで体をリフレッシュしてもらって再び頑張っていただくという主旨で設置運営しておるものです。地域内に三徳寮という生活保護施設がございますけれども、その施設の付帯事業的に運営いたしております。非常にまた、今日の状況で言いますと、ニーズが高い状況がありますので、現在も一時的増員を含めて実施しております。状況的に申し上げますと、大体1日平均ベースで現在50人強ぐらいの入所というかたちになっております。で、あとわれわれ、大阪府さんの労働対策という位置付けと共にやっております越年対策事業等もいたしております。先ほど、市谷室長の方からご紹介ありましたように、はたらいて、そして生活したいというご要望が非常に強いわけですので、'われわれとしましても、高齢の日雇労働の方の就労自立援護という立場で、地域の環境美化というのとあわせまして、あいりん地域生活道路清掃事業というものを平成6年度以降、実施してまいっております。その、平成6年度に事業を立ち上げまして以降ですね、その当時年間2,000強の雇用というようなスタートをしたんですけども、本年度の実施状況で言いますと、約1万人程度で、いわゆる軽作業程度というものを実施してきておる。ここについてもですね、展開を求めていかなければならないかぁというふうに考えております。あと、実は検討委員会報告書、あいりん総合対策検討委員会報告が、既に、昨年の2月に出されておりまして、随分、2年、約3年にわたるご審議を頂いた上、提案されておるものなんですけれども、端折って申し上げますと、その中でいわゆる新しい社会政策の展開というご提案があるわけなんですけども、基本的に社会福祉については事後的なものであるという考え方が基本にあるわけなんですけれども、いわゆる事前的、予防的介入が、あるべきではないかというご提案がございます。それと併せて、地域の特性からすると、生活意欲あるいは能力といった主体性の維持、発達を可能にする質をもつためには、高度に方法化した援助ということが一つ必要だろうと。ある意味では社会連帯を踏まえたうえでいうと、社会福祉の発動の水準を、ほとんどの人が同等の質を保持できるまでに高めるいことについては、不可能であろうというのが一つの基本的認識として示されておる部分があります。方向性の問題といたしますと、いわゆるケアの連続性ということがご提案の主旨として、最も大きかったものではないかというふうに考えております。そうした中で、われわれとしましても今後についても、いわゆるショートステイ事業を充実させていく、あるいは就労自立機会等の提供として、軽作業を少しでも実施していく、頑張っていくということで進めてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

(コーディネーター)

　どうもありがとうございます。次ぎに宗さんお願いいたします。

(宗氏)

　大阪社会医療センターの宗といいます。私たちの職場である大阪社会医療センターは、大阪市民生局の外郭団体であり、釜ヶ崎における行政施策の一つとして、事業を行っています。これまで、約30年近く医療センターとしておこなってきた中で、一番私自身(勤続17年)問題としても感じている事について、報告したいというふうにおもっています。

　社会医療センターは、内科、外科、整形外科を中心としながら、精神神経科、皮膚科、泌尿器科を標榜しています。報告書の方の27ページから医療の問題と課題ということで、以前報告させていただいた文章を載せてありますが、その中で一番大きい問題として強く持っているのは、医療に携わる者として、医療効果がもう一つあがっていないということです。医療というのは、その病院に通院している間だけでなく、病状が落ち着いた後のフォローが非常に重要になるわけですが、そのフォローができていないというのが一番の問題であると考えます。

　先ほど、居宅保護についての議論があったところですが、医療の効果を上げていく上でも、居宅が有るいうことが非常に重要となります。医療センターの場合、入院すれば施設入所となり生活保護の対象となりますが、病状がある程度落ち着いてくれば退院していただくことになります。しかし、内科の病名はほとんど生活習慣病と呼ばれる慢性疾患が中心ですし、外科・整形外科の術後の患者さんにしても退院後のフォローが絶対に必要となります。

　しかし、退院しても居宅のない人が大半であり、病院としてもフォローがなかなか難しい実態となっています。

　医療機関としては、収容よりも、地域(居宅)での医療を進めていくよう方向性が出されているわけですが、訪問看護を行うにも、居宅がなければそれもできません。

　また、退院されていく方が、結果退院した後、重労働に戻らなきゃいけない、ところが今の情勢仕事もない。ということは退院の次ぎの日から野宿に入ってしまう。せっかく入院で少し病状が軽快して、日常生活できる状態になったのに、野宿するせいで、再度悪化して、再発、また再度入院、そういう繰り返しになる可能性が非常に大きい。こういうケースが非常に多いと思いますし、そういうことを繰り返していくうちに、もう手の施しようがなくなっていくという、非常に大きなジレンマを持っております。

　外科等の入院についても、入院を待ってる期間内にですね、寝泊りする場所がないんで、長年野宿をしたままいきなり入院になると、当然手術を耐えるだけの体力を持っていないということになりますので、手術をするまでに、一定の期間入院して体力をまず回復さしてからじゃないと、手術ができない。そのせいで、医療センターの在院日数が長くなっていく。今の医療機関に課せられた入院日数ではとてもじゃないけど、この在院日数守る事は難しいと。退院するにもある一定のフォローを入院期間中にせざるを得ない。退院してすぐに職場に復帰できるわけはないので、重労働にまで耐えられるぐらいの期間を見込んで、入院していただくというようなことになって、それが入院期間の長期化につながっているというのが実態になってます。

　もうひとつの点は、こういう状況の中でですね、外来の患者さんの中でも、希望されるのは、施設への入所です。ただ、施設の数に限りがある、定員にも限りがある、という中で、大阪市等にしてもできるだけ不公平なく、みんなに入って頂きたいということで、2泊3日とかいう短期の施設の利用のまわし方をしておられる、で、医療センターから紹介状を持っていって、こういう病気で療養を希望しているということで、短期で入って3日で出てきて、また医療センターに来られると、体力的には全く変わってない、状態はなにも変わってないと、ただ紹介を受けるためだけに来られる、そういう状態が続いているために外来者がとてつもなく増えてきておりまして、数年まえまで1日300名前後であったものが、今年に入ると400名を超えて、最近では500名を超えた日も出たというような状況になっています。医療センターの職員としも、そろそろ限界で、これ以上増え続けられると、医療センター自体がもたないという状況にまで追い込まれているのが今の実態だと思います。先月新聞で生活保護を受けるためには、医療センターの診断書が必要で、就労可とか中就労可の診断が出ると、生活保護が受けられないというような記事が載ったんですけども、決してそんなわけはないはずです。別に労働不能かどうかというのは、生活保護決定の一つの要件にしか過ぎないはずなんで、そういう記事が載ったことによって、外来で、例えば軽労働可の判定で診断書等書いたりすると、患者さんから苦情がくると、医療センターでトラブルが起きるというようなこともあります。労働可かどうかというのは、生活保護を受けるための一つの条件ということだけであって、もし働ける状態でも努力しても生活ができないという人は、生活保護の対象になるのが普通ではないかなというふうに、私自身は思っておるということです。

　もっといろいろ話したいこともたくさんあるし、まとめにもなってないんですけど、時間が気になって仕方ありませんので、ここで終わります。

(コーディネーター)

　ありがとうございました。それでは最後に徳永さん、お願いいたします。

(徳永氏)

　先ほど自己紹介申し上げました、徳永ですけども、私はちょっと福祉政策という観点から、区役所で何ができるのかという点も含めて、何点か問題提起したいと思います。

　西成区内の生活保護というシステムは、西成区役所の中にある福祉事務所と、更生相談所との2つが、生活保護行政の窓口になっています。基本的には、区役所で受けてるのは、いわゆる居宅を中心とする一般生活保護で、短期ではないものが基本的なんですが、昨年12月末現在で、9,800世帯あります。これは、川崎市全体の生活保護世帯が9,000世帯を、上回っておりまして、住民人口から言いますと川崎市に120万人、西成区は14万人ですんで、圧倒的に生活保護世帯が多いと。生活保護の受給者、いわゆる世帯別でしたら、9,800ですけれども、人数でいきますと、11,400人程度の生活保護を受けておられまして、1000人に8.2人という生活保護受給者、これは区役所だけですから、それに更生相談所の施設入所というのが加わりますので、それを加えますと西成区内だけで相当な数になっております。で、これはなぜ西成に多いのかという点ですけれども、先ほど来ありますように、生活保護の住居要件があるわけですけども、西成はいわゆる保証人を必要としない、居住要件を満たしたアパートというのがたくさんあります。大阪市内の他の行政区には非常に少ないといった点で、他の行政区に生活保護の相談に行っても、そこで西成にふられて、西成で保護するというようなこともあります。これは、信じられないような話ですけども、例えば神戸市役所に行ったら西成区役所に行けといって、片道の交通費だけを渡す、ほんまに西成区役所に来るんですね、神戸とか京都とか和歌山とかいうとこから。他府県の行政機関は、明確に西成区の実態をそういうふうに見てると、まさしく差別ですね。こういうことを前提に、西成区は今後の高齢施策や福祉施策を行う必要があると。しかし、釜ヶ崎問題は施策をするにも、相当限界があるというふうに思ってます。今、釜ヶ崎の対策で一番大切なのは、高齢対策だというふうに思っていますが、高齢対策を、大阪市全体の高齢対策と同じように釜ヶ崎でしても何ら効果はない。これは明確だということです。そういう意味では、釜ヶ崎に対する高齢対策を大阪市はどのようにうつのか。そういうような政策提起をどのようにもっていくのかというのが、一つ大きなポイントやというふうに思います。現実にはそういった高齢対策、福祉政策といったものの基本方針がないと、ないがゆえに、そのことを作り上げていくという力をわれわれは持たなあかんと思います。ただ、西成区役所で働いてる行政マンは労働者ですけども、私もそうですけども、片方で権力行政を担ってるということで、やはり皆さん方から言うと敵なんですね。敵ちゃうと僕ら言いたいんですけども、片方で共に行政施策を推進するという立場、高度な行政施策を作り上げるという立場では一緒なんですけども、どうしても現状の中で、現状の法律に基づいて対応せざるをえないと。このへんのジレンマがあるわけですから、窓口でそのことを分かって頂いて対応するというのは無理ですけれども、そういう事はちゃんとやってるという認識だけは、お願いしておきたいと思います。

　もう一つは、大変難しいんですけども、福祉行政の限界というのは先ほど来からも言われてますが、ドヤ保護はせえへんかった、いわゆる住居要件を満たせなかったらかけられないというのが、大阪市の方針ですけども、ドヤ保護をかけてもええと思うんです。ある意味では。ええんですけども、ドヤ保護で終ってしまう、終っちゃうと。ドヤで死ぬまで保護をしてしまうという事にならへんような、総合的な福祉施策をどういうふうに煮詰めていくのかという点が欠落して、これはまた本田先生に怒られるか分かりませんけれども、今、そんなこと言うてる状況ではないというのも十分分かっておった上で、あえて言うんですけども、そのことの必要性があるというふうに思います。今、大阪府もそうですが、自治体の財政破綻が起きますと、一番最初に切られるのは福祉です。これは明確にそうなんです。したがって、それぞれの行財政を市民の目から、きっちりどういった運用がなされているのかということを、知らなあかん。そのことを知らんと、こうしなさい、ああしなさいというような事を求めていくべきではないし、知った上で、施策の充実化を求めていくということが必要というふうに思います。

　もう一つは、これは福祉政策ですけどもね、2000年の4月から始まります介護保険。これが、いわゆる高齢社会に対する新しい国策として出されましたけども、これ相当にザルです。非常に問題の多い法律であることは、明確ですけども、この際、釜ヶ崎の高齢者に対する介護保険対策が必要との視点というのは、いると思うんですね。ただ、それは受け入れる側には、住民票が要りますので住居要件、国民健康保険も含めた、既存の保険に加入しなあかんとか、要件が大変たくさんあるんですけども、それらの要件を満たした上で、介護保険をどのように有効に利用していくのかというようなことも、一方で考えていく必要があります。そういう意味では先ほどまでずっと言われてる、住居対策ということについては、今後の福祉政策の大きな柱として、生活保護も住居政策をせえへんかったら次ぎに行きませんので、そういった視点ということについてもいるんではないかなと思います。

　われわれ、区役所で働く労働組合という立場から言いまして、現在省力化できるところは省力化していこうと。そのかわり、人間しかできひん、われわれしかできひん、人しかできひん行政施策というのは、たくさんあるわけですから、片方で行財政改革というふうに言われてるけれども、その中で福祉を切り捨てていく、必要な施策がうてないということになってはあきませんので、こういう意味では、みなさん方にわれわれを後ろから支えていただきたいなと思います。福祉とか医療という点、これは釜ヶ崎問題はこれから行政がやっていかなあかん人権施策やという意味からでも、かなり非常に大きな問題やと、やっぱり釜ヶ崎に対する差別という点がありますので、あるいは区役所は人権施策なり福祉施策、医療、そして生涯学習というような、新たな21世紀に向けた、新たな施策をうっていくときにね、必要な体制というのはわれわれも持っていかなあきませんので、そのへんは十分理解を頂きたいと。今日は言い訳がましいことばかり言うてるんですけど、そういう問題も含めて、やっていかなあかんと、とりわけそういう意味では、釜ヶ崎に集中する行政課題というのは、自治体で働くみんなはよく分かってますし、このことの必要性も十分分かった上で、職場の中で問題提起をしていきたいというふうに思いますんで、共に頑張っていきたいと思います。ありがとうございます。

(コーディネーター)

　どうもありがとうございました。では、この福祉・医療の問題について、フロアーからも意見をうかがいたいと思います。

**――討論――**

(フロアー)

　今、お話聞かせて頂きまして、行政の方なんかすぱらしいお話して頂いてるんですけども、紙に画いた餅といった感じがするのですよ。即実行、一つでもいいから実行していただくようにね、お願いしたいんです。大阪府庁にちょっとお電話したことがあるんですよね。そしたら、行政では市民の方の協力がないと、到底できないとはっきりおっしゃったんですよ。ということで、私も、昨年の１０月に毎日新聞を見て、これは大変だなと思って、少しでもお力になれたらと思って、ボランティアさせてもらってるんです。まず手近にできることから実行に移していたきたいと思います。よろしくお願いします。

(フロアー)

　反失連の山田と申します。まず、労働問題ですね。概ね日雇解消というかたちで動きたいという意向と、それに代りうるものをどうするかということで提起を受けました。しかし、現実に日雇は解消されないだろうというのはもってます。ある意味では、一億総日雇化を含む時代ですし、はっきり言ったら公務員以外はですね、日雇労働・野宿生活と背中合わせの生活ですわ。いつ首を切られるか。ですからそういう中でですね、結果としてどんどん野宿者が増えてるんです。何も特異な人間が集まってるわけじゃありません。昨日までどっかでサラリーマンやってた、どっかの工場で働いでた、工場がつぶれて来たという人がかなり多いです。

　かつては、炭鉱で働いていた人が、炭坑がだめになって大阪に出て日雇労働者となる。そうした中で、日雇就労構造もかなり問題があったわけですよね。ヤクザ飯場によって、みんなまっとうな感覚をですね、失なわさせられてきたんですよ。そういう人間が、今の時代、どっかに転職言うてもですね、つぶしなんてききますかいな。もう私だって無理です。はっきり言ってね。働きたいけど、転職しようがないんです。みんな単純作業の土方仕事ばっかりです。コンピューターなんか、パソコンすら触ることできんのですからね。誰が雇うてくれます。他の軽作業というのはですね、みんなで奪い合いですわね。それは、やっぱりきれいなべべ着てですね、それなりに品のいい人たち採用するんですわ。非常に粗野でですね、乱雑なアンコちゅうような使うとこは、これはまずないですわ。そういう特異な状況を踏まえて、就労の多様化とか、フロー型どうのこうのおしゃってますけども、そういうの現実に考えていくのか、ですね。

　今後つめてもらいたいことが、一点あります。他にも福祉政策でいろんないっぱいあるんですけども、本田さんからも言われたんですけれども、今日、飯どないしょうとか、今日、どこで餌あさろうかとか、どこのごみ箱あさろうかというかたちでですね、雨に打たれて……。まあ、そういう労働者をどうするかということでですね、とりあえずは考えられるんじゃないかと思ってるんです。府の方は無理やと。国の方針がそういうことなのかどうか知りまへんけど、無理やというのがたいがいです。市の方はですね。府の方が肝心の労働政策をやろうとせえへんし、うちだけではもう無理やというかたちで、お互いがだいたいなすりあいですわね。銭が無いのはよう分かってます。そうして国が、国がという話になってるんですけども、そこらへんでは連合の先生方に、一生懸命頑張ってもらってですね、何とかしてもらわんとしゃあないと思ってるんですが、いろんな、これからどういう方向で作っていったらいいかというのを、大いに論議してですね、深めてもらってやってもらう必要があると、私達も思ってます。基本的に大阪市も、国もですね、とにかく銭がかからん方法考えてくれと、税金使いたくないし、税金も無いと。確かにそうだろうと思います。じゃあ、かからない方法を何か考えろよという話を提起してですね、何とか去年、三徳寮のうらっかわの空き地。300人程度寝泊りできる場所の提供を受けました。地元からの反対はありましたけども、そういうやり方を含めてですね、何とか考えてもらわんことには、どうしようもないってとこなんですよ。今の行政のシステムの枠組みでは、はっきり言ったら、10年先でも無理と思います。

　住居間題言うてもですね、はっきり言って無理です。そんなん議論せんでもよろしい、と思います。ただ、夢物語言うのはいいと思いますけどね。だから、とりあえず、現実的に困ってる人をどういう形でやるかと。地域とけんかしてでもですね、何かつくって下さいよ。で、そこの地域ではこんなん持って来られたらたまらん、どっかに住宅建ててやれということになる。そこでしか、住居問題はにつまっていかないと思います。

　後もう一つ。とりあえず今、大阪府にも無理を言ってですね、センターの夜間開放してもらってます。そこで、7,8百名ほど、冷たいコンクリートの上で、毛布3枚なんかで寝ております。当然これについては、非常に不服ありますけども、まあ大阪市からも毛布の、若干の提供とか、乾パンの提供をうけております。しかしこのセンターもですね、今月いっぱいで、一応お返しせんとあかん、そういう状況なわけです。何とかならないかということで、府の担当者の方にも話したんですけども、現実的には無理だという返答が返ってきております。そうした中でですね、たちまち、じゃあ2月の28日寝て、3月1日からどうしようかという問題があるんです。テントもですね、三徳寮から、12月28日まで、越年対策までのつなぎということで、お借りしたんです。しかし、越年対策で臨泊が設けられても、センター周辺で5,6百名が毎日寝てる状態でした。そういう状況の中でですね、当然センターは締まっておりますし、テント村を約束違反で使わざるを得ない状況がありました。まあ、約束違反だと、信義にもとるなんて、私言われてますけど、信義もへったくれもねえ、現実的には、みんなバタバタ死んでいってんですよ。その対策をやってくれと、早くテントを取っ払えるような施策をうってくれということを、大阪市には言うてます。それも、現実的にはいろんな、そういう枠組みがあってですね、難しいみたいですけども、そこらへんどうするかといことを、早急に、頭のいい人たちいっぱいいらっしゃるみたいですから、何とか、につめてもらいたいということなんですね。3月以降、とにかく寝場所が無いんです。まあ、26日に、とりあえずですね、大阪市の方に、とりあえず何とか考えてくれ、ということで、行く予定にはなってんですが、26日おそらくわかったという返事は無いだろうと思います。そうすると、3月1日からですね、たちまち、みんな雨に打たれて寝んとあかん状況なんですよ。今テントの中も、220寝てます。センターで700,800寝ます。大体1,OOO名ぐらいはですね、毎日毎日、乾パン食べながらですね、寒さにふるえながら、毛布にくるまって寝ている状態なんです。ところが3月1日からですね、商店街や路上などに、全部散らんとあかんわけですわ。散ったらですよね、それは心無い酔っ払いの人もおりますし、サラリーマンにもよく蹴られます。憂さ晴らしでですね。毎日上司にいじめられてるかもしれまへんけどもね。気持ちは分かるんですよ。そういう人のね。なまくらが、ちゅうてですね、蹴って行く人もおりますし、寝るに寝られない。それだけやったらいいんですけども、けがさせられたりする状態も毎日です。毎日夜中に、仲間に電話が入ってきます。いまどこどこで襲撃されてる、何とかしてください、ということでですね。そういう状況なんですね。商店街とか、いろんな所で寝んとあかん状況なんですよ。毎日毎回死んでまず。ある人は、病院で2,3日以内で死ぬ人も含んだらですね、年間1,OOO人近くは死んでるんだよといいます。一番手がからん方法です。はい、すんません、もう一言。そりゃ野垂れ死にしてくれたらですね、行政金がからない。福祉もかける必要無いんですよ。しかしそれじゃあですね、われわれありがとうございました言うて死ぬわけにいかんわけですから、そこらへんを含んでですね、考えてもらいたいなと思います。

　3月からそういう状況ですので、何かいい知恵があったら、お願いしたいと思います。どっか、空き地でも建物でも倉庫でも、何でもいいんで、避難場所があったら、よろしくお願いしたいといことで、とりあえず提案さしてもらいました。以上です。

(コーディネーター)

どうもありがとうございました。

(フロアー)

　読売新聞社会部の原と申します。この間、連載物でこの問題、主として野宿問題をとりあげてきたんですが、議論の設定としてよく分からないというんでしょうか、感じがしまして。私の印象としては、基本的に野宿というのは、人間らしい暮らしができてない、で人間らしい暮らしというのは、今の憲法上保障されてるわけですからね、やっぱり、基本的には生活保護の問題だと思うんです。それがさっき宗さんおっしゃったように、労働能力があるかどうかというのが基準じゃなくて、現実に最低限度の基準の収入が得られるか、頑張ったら得られる状況にあるんかということが、基準ですからね、これは。別に働く能力がある人でも、適用はせんといかんのですよ。現状としてはそこがやられてないということで、決して私は、大阪市の方が、生活保護制度をきちんと適用されているというふうには思えないですね。まあ、施設が足りんとか何とか言って、はねてる、働けるといって、仕事が無いのに、はねてるということですから。それはやっぱりおかしいんじゃないかと。

　制度のことで言いましたら、分かってるけど仕方が無いんで、この程度にとどめてるというんでなくて、これは組合の人も含めて、チェックして欲しいんです。福祉事務所の方自身が、ケースワーカー自身が、制度を知らなすぎます。理解されてない。厚生省の幹部ですら理解してない。大阪市の方もそうです。住所不定の人が対象となるんかどうかという事を含めて。だから、まず適用せなあかん状態の時は、これは職権で場合によってはせなあかんやけで、そこが基本なんです。それが一点。それがすぐできないのだったら、じゃあいろんな手立てを考えましょうという設定をすればいいと思うんですよ。緊急的に保護でなくても、保護に似た形、保護の方が大阪市の金要らんわけですけどね、4分の3は国費になるわけだから。法外のほうが高くつくのですが。で、働ける人については、保護でやるよりは、仕事を出す。仕事できる人は仕事出す方が世の中の役にも立って、本人も気持ちいいわけですから。ほんで、競合しないような仕組みで仕事出していったらいいんじゃないかなと。だから失対というか、公的就労というところを、やったら生活保護やらなくて済みますよ。収入はいるわけですから。いろんなとこがきれいになるから、建設的なことができるだろうと思います。もう一つは、アブレ手当というのを拡大するのがええのかどうか、ということは、やっぱりあそこの中で、ああいう1日遊んでお金もらうというようなものが果たしている機能というのですね。博打とか酒に消えて、使ってしまうというふうなこととか、今ヤミ印紙が、ほとんどのヤクザの収入源になっているとかいうようなことも考えて、やらんといかんのじゃないかなと思います。すいません長くなって。

(コーディネーター)

　フロアーからいくつかの貴重なご意見をうかがいました。時間的にも余裕がなくなってきましたが、これらフロアーからの意見に対して、パネリストからどなたかご返答いただけないでしょうか。

　市谷さん、お願いいたします。

(市谷氏)

　えーっとですね、日雇労働の将来的な問題について、私個人的な立場で発言さしていただきまして、府としてそういう考えでいるというふうにもし受け取られたとしたら、訂正さして頂きたい。あくまでもこの場で、個人的立場で発言するという約束でさしてもらってます。それと、なぜその日雇労働を最終的に解消に向わないかんのかという、私の個人の考えはですね、日雇労働はそういう野宿問題に深く結びついているというのは事実です。で、その不安定要素を取り除くために、いろんな施策をうって、先ほど言ったアブレ手当みたいなもんをやって、できるだけ不安定要素を取り除くようにしてきた。それがもう20年、30年たってですね、現実的に高齢化してきて、こういう大きな問題になってるから、日雇労働そのものを何とかしないと、この構造的な問題は解決しないんではないかと。それから、日雇がどうのこうのということじゃなくて、これから新たに日雇労働に向う人、そういう人たちに対しては、きちっとそういう構造の整理をする、既に高齢化された人については、これからの生活をどないしていくかという視点で考えないかんのではないかと、かように思ってます。それともう一点、センター開放の話なんかが一部出ておりました。これは、大阪府に対してお話されてる内容であって、今は府の立場で私は話できませんので、この場で回答はできません。以上です。

(コーディネーター)

　もう一人、ご発言をお願いいたします。

（電子データ化していないので以下略）